第52号

横浜市報調達公告版

発　行　所　横浜市中区港町１丁目１番地
横　浜　市　役　所

【調達公告】

△　総合評価一般競争入札の施行
（栄第二水再生センター第５系列反応タンク設備工事）・・・２
△　６億円以上の一般競争入札（電子入札対象案件）の施行
（栄処理区平戸第二雨水幹線下水道整備工事　ほか２件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

△　5,000 万円以上６億円未満の一般競争入札（電子入札対象案件）の施行
（都市計画道路権太坂和泉線（名瀬地区）街路整備工事（その２）　ほか11件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
△　1,000 万円以上 5,000 万円未満の一般競争入札（電子入札対象案件）の施行
（鶴見・神奈川・港北区道路照明灯設置工事　ほか８件・・37
△　1,000 万円未満の一般競争入札の施行
（都筑工場トラックスケール補修工事）・・54

【交通局】

△　1,000 万円未満の一般競争入札の施行
（あざみ野駅ほか20駅防犯ミラー設置その他工事　の１件の工事）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
△　特定調達契約に係る一般競争入札の施行
（軽油（１月～３月分）第１ブロック　約 1,146キロリットルの購入　ほか３件）・・・・・・・・・・・・・・・・・62

【病院経営局】

△　特定調達契約に係る一般競争入札の施行
（横浜市立脳血管医療センター医用画像情報システム 一式の購入）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64

△　同
（横浜市立脳血管医療センターマルチスライスＣＴシステム 一式の購入）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66

調　達　公　告

横浜市調達公告第276号

総合評価一般競争入札の施行

次のとおり、「栄第二水再生センター第５系列反応タンク設備工事」について、総合評価一般競争入札を行う。

平成18年11月７日

契約事務受任者
横浜市行政運営調整局長　大　場　茂　美

１　入札参加資格

入札参加者は、入札期間の最終日（２(2)に定める技術資料及び入札参加資格確認資料の受付期間の最終日と同じ。ただし、別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格をすべて満たしていなければならない。

(1) 横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市規則第59号）第３条第１項に掲げる者でないこと及び同条第２項の規定に基づき横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第３条第１項により定める資格を有する者であること。

(2) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）に登載されている者であること。

(3) 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 工事ごとに定める入札参加資格をすべて満たす者であること。

(5) 入札に参加しようとする工事の設計図書を２(3)に定める手続により購入した者であること。ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において、「電子図渡しを行う」としている案件（以下「電子図渡し案件」という。）を除く。

(6) ICカードを購入し、電子入札システムにより利用者登録を行った者であること。

(7) その他、詳細については横浜市契約規則、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱、横浜市請負工事等総合評価落札方式試行要綱、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）及び横浜市工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによる。

２　入札参加手続等

(1) 総合評価一般競争入札に係る技術資料についての評価方法及び落札者決定基準の詳細については、工事ごとの総合評価落札方式実施要領書（以下「実施要領書」という。）に定める。

(2) 入札参加者は、この公告に定める入札参加資格に関する提出書類（以下「入札参加資格確認資料」という。）及び実施要領書に定める技術資料について、それぞれに定める必要部数を平成18年11月22日から平成18年11月28日までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで）に契約第一課へ提出すること。

(3) 設計図書の購入等

ア　設計図書は、イの期間に工事ごとに定める工事担当課において閲覧に供する。ただし、オの場合を除く。

イ　設計図書購入の申込期間
この公告の日から平成18年11月10日　午後５時まで

ウ　設計図書の購入先
工事ごとに定める。

エ　設計図書購入の申込み手続
横浜市ホームページ又は横浜市行政運営調整局契約第一課及び契約第二課掲示板を参照すること。

オ　電子図渡し案件については、横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。

３　入札方法等

(1) 入札の期間及び開札予定日時については、工事ごとに定める。

(2) 入札参加者は、定められた期間内において、電子入札システムにより入札書を提出すること。また、郵便による入札は認めない。

(3) 紙入札による参加については、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）第７条に定める場合を除き、認めない。

(4) 入札にあたっては、別途指定がある場合を除き、工事費内訳書を電子ファイル化し、電子入札システムを通じて入札書提出の際に添付すること。工事費内訳書の提出については、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）第13条を参照すること。なお、当該工事費内訳書は、本市が工事ごとに定めた設計図書（参考資料等の内訳書を含む）と同程度の内容のものとし、合計金額は入札金額と一致させること。

(5) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０５分の１００に相当する金額を入札金額とすること。

(6) 入札の回数は１回とする。なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、当該入札を不調とする。

(7) 合併入札の場合には、金額はすべての工事の合計金額を記載すること。

４　入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札

(2) １に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
(3) 技術資料の提出をしない者が行った入札
(4) 工事費内訳書の提出をしない者が行った入札、又は３(4) の定めに従わない工事費内訳書を提出した者が行った入札
(5) 特定建設共同企業体による入札の場合に、共同企業体協定書兼委任状の提出をしない者が行った入札
(6) 共同企業体協定書兼委任状を提出し、入札を行った建設共同企業体の構成員となっている者が、同一の入札において単体又は他の共同企業体協定書兼委任状の提出を行った建設共同企業体の構成員として入札を行った場合、その者及びその者を構成員とする建設共同企業体が行った入札
(7) 横浜市一般競争入札参加資格審査申請において指定した契約者（あらかじめ、「横浜市電子入札 IC カード代表者届出書（第１号様式)」を横浜市に届け出ている場合には代表者）以外の名義人による IC カードを用いて行った入札

5　入札参加資格の確認
(1) 入札者がこの公告で定める入札参加資格を満たす者であるか否かを確認する。
(2) 入札参加資格の確認には、２(2)により提出された入札参加資格確認資料によって行う。
なお、２(2)に定める期間内に入札参加資格確認資料が提出されない場合又は確認のために必要な指示に従わない場合には、入札参加資格を満たす者でない者とする。
(3) 入札者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、４(2)に該当するものとし、その者の入札を無効とする。
(4) (3)の手続きにより、入札者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して当該入札者に通知する。

6　技術資料の審査及び技術評価点の算出
技術資料の審査及び技術評価点の算出については、工事ごとに定める実施要領書に基づき行う。

7　落札予定者の決定及び落札者の決定
(1) 開札後、工事ごとに定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者及び当該価格を入札参加者に通知する。
(2) ６により算出した入札者ごとの技術評価点及び入札価格を基に、実施要領書に定める方法により、評価値を算出する。
(3) 次の各号に掲げる要件をすべて満たす入札者のうち、(2)により算出した評価値が最も高い者（以下「最高評価入札者」という。）を落札予定者とする。
ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
イ　入札者が提出した技術資料が、実施要領書で明示する技術資料の要求要件のうち、必須とされた項目の最低要求要件をすべて満たしていること。
ウ　評価値が、標準点を予定価格（単位：億円）の 105 分の 100 で除して得た数値を下回っていないこと。
エ　その他、この公告等において定めた入札参加資格等をすべて満たしていること。
(4) 最高評価入札者の入札価格が工事ごとに定める調査基準価格未満である場合は、横浜市請負工事等総合評価落札方式試行要綱第 16 条に定めるとおり、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱（以下「低入札要綱」という。）を準用し、地方自治法施行令第 167 条の 10 の２第２項の規定に該当するかどうかの調査を行う。
(5) 調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札予定者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち次に評価値の高い者を新たに最高評価入札者とする。
(6) 調査にあたっては、当該最高評価入札者は、低入札要綱に定める書類を各３部、別に指定した日時までに契約第一課へ提出し、また、調査のために必要な指示に従わなければならない。上記期限内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、(5)に該当するものとし、当該最高評価入札者を落札予定者としないものとする。
(7) (6) に定める書類は、３(4)に定める工事費内訳書の各項目の内容に対応したものを提出すること。対応した工事費内訳書の提出がない場合には、(5) に該当するものとし、当該最高評価入札者を落札予定者としないものとする。
(8) 最高評価入札者が２者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札予定者を決めるものとする。この場合、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該入札事務に関係のない本市職員をしてくじを引かせ落札予定者を決定するものとする。
(9) 落札者の決定にあたっては、横浜市請負工事等総合評価落札方式試行要綱第 13 条で定める学識経験者の意見聴取を行い、その結果を考慮し、落札予定者を落札者として決定する。
(10) 開札後、落札決定するまでの間に、当該最高評価入札者が横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第２条第１項、第３条又は第４条に該当した場合（ただし、軽微な事由による停止措置を除く。）には、その者を落札予定者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち次に評価値の高い者を新たに最高評価入札者とする。

8　入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金はこれを免除する。
(2) 契約保証金の有無については、工事ごとに定める。
(3) 契約保証金を求める場合の取扱いについては、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第 27 条から第 29 条までの規定よる。

9　契約金の支払方法
(1) 前金払いの有無及び方法並びに部分払いの回数は、工事ごとに定める。なお、前金払いは部分払い

の回数に含まない。
(2) 工事ごとに定める前金払いの方法が「する（一括)」とある場合には、契約を締結した会計年度において、契約金額の10分の４以内の額を支払う。また、「する（各年)」とある場合には、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の４以内の額を、当該会計年度ごとに支払う。
(3) 継続費又は債務負担行為に係る契約である場合には、工事ごとに明示する。この場合の契約金の支払いは、契約期間中の各会計年度において、契約で定める当該会計年度の支払限度額の範囲内で、出来高に応じて行う。

１０　調査基準価格未満の金額で入札を行った者との契約
(1) ８(3)の規定にかかわらず、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第27条第１項に定める契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
(2) ９(2)の規定にかかわらず、工事ごとに定める前金払いの方法が「する（一括)」とある場合には、契約を締結した会計年度において、契約金額の10分の２以内の額を支払う。また、「する（各年)」とある場合には、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の２以内の額を、当該会計年度ごとに支払う。
(3) 工事ごとに定める技術者の要件と同一の要件（ただし、技術者の要件として施工経験を掲げている場合はこれを除く。）を満たす技術者を、監理技術者とは別に、施工現場に専任で１名配置しなければならない（特定建設共同企業体の場合、各構成員が配置すること)。この場合、配置するすべての技術者について、配置技術者（変更）届出書（第６号様式）及び監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成16年２月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）を契約第一課へ提出すること。
(4) 本市が定める工事については、工事完成後、低入札要綱に定める低入札価格事後コスト調査を行うものとする。

１１　その他
(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事に該当するか否かは、工事ごとに明示する。
(2) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定がある場合には、工事ごとに明示する。
(3) 当該工事の契約締結について、横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年３月横浜市条例第５号）第２条の規定により市議会の議決に付すべきものである場合には、工事ごとに明示する。
(4) 入札を執行し、落札者が決定したときは、本市の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。
(5) 配置技術者の届出後、当該工事が完成するまでの間は、当該技術者の変更はできない。ただし、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が、１に定める入札参加資格（変更すべき事由が生じた日を基準日とする。）を満たすと確認された場合はこの限りでない。
(6) 必要と認めるときは入札を中止し、又は取消すことがある。
(7) 本市の都合により、開札日時を変更する場合、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）第14条第４項に定めるとおりとする。
(8) 入札に参加した者は、入札締切後、正当な理由なく落札者となることを辞退することはできないものとする。
(9) ５(1)の入札参加資格の確認とあわせて、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第25条第１項の規定に基づき適格性の審査を行い、当該工事の請負業者としての適格性に欠ける者と認定された場合は、当該工事の契約は締結しないものとする。
　なお、入札期間の最終日において、平成17・18年度の横浜市入札参加資格審査申請における当該工事と同工種の元請最高請負実績額が当該工事の工事費（当該工事の予定価格欄に記載された金額に100分の105を乗じた額）の６割に満たず、かつ、当該工事と同工種の下請最高請負実績額が当該工事の工事費（当該工事の予定価格欄に記載された金額に100分の105を乗じた額）の８割に満たない者は、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第25条第１項第９号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。
(10) 工事ごとに定める調査基準価格未満の金額で入札を行った最高評価入札者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合、又は、低入札要綱第４条第１項第１号に該当した場合は、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第２条の規定により、参加停止の措置を行う。
(11) 工事ごとに定める調査基準価格未満の金額で入札を行った者と契約を締結する場合は、契約金額にかかわらず施工体制台帳の提出を義務付けるものとする。
(12) 特定建設共同企業体による入札を行う場合は、入札の前に特定建設共同企業体の情報について横浜市ホームページから登録（以下「特定ＪＶ登録」という。）を行い、提出書類のうち共同企業体協定書兼委任状を、入札締切日時までに、横浜市役所内郵便局に到着するよう横浜市行政運営調整局契約第一課長あての書留郵便により郵送又は横浜市行政運営調整局契約第一課まで持参しなければならない。
　なお、特定ＪＶ登録並びに共同企業体協定書兼委任状の作成及び提出方法等の詳細については、横浜市ホームページ又は横浜市行政運営調整局契約第一課及び契約第二課掲示板を参照すること。
(13) その他、この公告に規定のない事項については、横浜市契約規則、公共工事の前払金に関する規則、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱、横浜市請負工事等総合評価落札方式試行要綱、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）及び横浜市工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによるものとする。

契約番号		０６２１０１０５００
入札方法		電子入札による
工事件名		栄第二水再生センター第５系列反応タンク設備工事
施工場所		栄区長沼町８２番地
工事概要		機械式散気装置製作・据付６台、旋回流固定式散気装置製作・据付２池分、鋳鉄製角形可動堰製作・据付６門、プロペラ式水中攪拌機製作・据付８台
工期		契約締結の日から平成２０年　３月１４日まで
予定価格		４５２，７７０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		開札後に公表
最低制限価格		設定なし
入札参加資格	登録工種	機械器具設置
	格付等級	-
	登録細目	【機械器具設置：水処理設備工事】
	所在地区分	市内又は準市内
	技術者	水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）他の工事に従事していない者でなければならない。
	その他	上記の技術者は、平成８年４月１日以降に完成した、下水道施設又は類似施設（廃水処理施設等）に係る、処理方式を高度処理又は標準活性汚泥法とする反応タンクにおける散気設備工事の元請としての施工経験を有すること。 平成８年４月１日以降に完成した、下水道施設又は類似施設（廃水処理施設等）に係る、処理方式を高度処理又は標準活性汚泥法とする反応タンクにおける散気設備の新設又は増設工事の元請としての施工実績を有し、かつ、同設備は開札日において１年以上の稼動実績を有すること。
提出書類		（１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）配置技術者（変更）届出書（第６号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。工事内容欄に工事を施工した施設の名称及び工事概要を記入すること。）　（３）監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成１６年２月２９日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）　（４）施工実績調書（工事内容欄に工事を施工した施設の名称、工事概要及び当該設備の稼動日を記入し、併せて、その実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。）
設計図書の購入先・申込期限		電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
入札期間		平成１８年１１月２２日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２８日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１２月１２日（火）午前　１０時００分
支払い条件		前金払　する（各年）　部分払　２回以内　契約保証　要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当しない
注意事項		※次頁のとおり 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　（この頁は１頁目です。）
工事担当課		環境創造局設備課　電話　０４５－６７１－２８５３
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

契約番号	０６２１０１０５００
工事件名	栄第二水再生センター第５系列反応タンク設備工事
入札に係る必要事項	【注意事項】 （１）本件工事は総合評価落札方式試行対象工事である。詳細は、本件工事の総合評価落札方式実施要領書に定めるところによる。 総合評価落札方式実施要領書は、横浜市のホームページからダウンロードすること。 ・技術資料作成に関する質問提出期限：平成１８年１１月１３日 ・技術資料及び入札参加資格確認資料の受付期間 ：平成１８年１１月２２日から平成１８年１１月２８日まで ・落札者の決定及び評価結果の公表：平成１８年１２月中旬 （２）特記仕様書において設計担当技術者の配置について定めがあるので留意すること。 （３）本件工事において製作・据付する機器・装置のうち、指定した製品については、環境創造局指定製品及び選定業者名簿（下水道設備用）において選定された製造業者の製品を使用する旨、一般仕様書において定めがあるので留意すること。 （４）元請負人が本件工事に含まれる工場製作を自社工場で行う場合のみ、配置する監理技術者は、当該工場製作過程に限り、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制が明確な場合は必ずしも専任を要しない。 （５）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （６）開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の６割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の８割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない（公告本文１１（９）を参照）。 （７）調査基準価格未満で入札した場合の取扱いは公告本文１０による。 （８）本件工事は債務負担行為に係る契約である。 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　　（この頁は２頁目です。） この頁に記載されていない事項については、１頁目をご確認ください。

横浜市調達公告第277号

６億円以上の一般競争入札（電子入札対象案件）の施行

次のとおり、「栄処理区平戸第二雨水幹線下水道整備工事」ほか２件の工事について、一般競争入札を行う。

平成18年11月７日

契約事務受任者
横浜市助役　本　多　常　髙

１　入札参加資格

入札参加者は、開札日（ただし、基準日を別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格をすべて満たしていなければならない。

(1) 横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市規則第59号）第３条第１項に掲げる者でないこと及び同条第２項の規定に基づき横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第３条第１項により定める資格を有する者であること。
(2) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）に登載されている者であること。
(3) 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
(4) 工事ごとに定める入札参加資格をすべて満たす者であること。
(5) 入札に参加しようとする工事の設計図書を２(2)に定める手続により購入した者であること。ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において、「電子図渡しを行う」としている案件（以下、「電子図渡し案件」という。）を除く。
(6) ICカードを購入し、電子入札システムにより利用者登録を行った者であること。
(7) その他、詳細については横浜市契約規則、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）及び横浜市工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによる。

２　入札参加手続等

(1) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続きは要しない。ただし、９(12)に定める場合を除く。
(2) 設計図書の購入等
ア　設計図書は、イの期間に工事ごとに定める工事担当課において閲覧に供する。ただし、オの場合を除く。
イ　設計図書購入の申込期間
この公告の日から平成18年11月10日　午後５時まで
ウ　設計図書の購入先
工事ごとに定める。
エ　設計図書購入の申込み手続
横浜市のホームページ又は横浜市行政運営調整局契約第一課及び契約第二課掲示板を参照すること。
オ　電子図渡し案件については、横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
(3) １に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する必要があると認める者について行う。

３　入札方法等

(1) 入札の期間及び開札予定日時については、工事ごとに定める。
(2) 入札参加者は、定められた期間内において、電子入札システムにより入札書を提出すること。また、郵便による入札は認めない。
(3) 紙入札による参加については、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）第７条に定める場合を除き、認めない。
(4) 入札にあたっては、別途指定がある場合を除き、工事費内訳書を電子ファイル化し、電子入札システムを通じて入札書提出の際に添付すること。工事費内訳書の提出については、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）第13条を参照すること。なお、当該工事費内訳書は、本市が工事ごとに定めた設計図書（参考資料等の内訳書を含む）と同程度の内容のものとし、合計金額は入札金額と一致させること。
(5) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札金額とすること。
(6) 入札の回数は１回とする。なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、当該入札を不調とする。
(7) 合併入札の場合には、金額はすべての工事の合計金額を記載すること。

４　入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
(2) １に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
(3) 工事費内訳書の提出をしない者が行った入札、又は３(4)の定めに従わない工事費内訳書を提出した者が行った入札
(4) 特定建設共同企業体による入札の場合に、共同企業体協定書兼委任状の提出をしない者が行った入札
(5) 共同企業体協定書兼委任状を提出し、入札を行った建設共同企業体の構成員となっている者が、同一の入札において単体又は他の共同企業体協定書兼委任状の提出を行った建設共同企業体の構成員と

して入札を行った場合、その者及びその者を構成員とする建設共同企業体が行った入札
(6) 横浜市一般競争入札参加資格審査申請において指定した契約者（あらかじめ、「横浜市電子入札 IC カード代表者届出書（第１号様式)」を横浜市に届け出ている場合には代表者）以外の名義人による IC カードを用いて行った入札

5　入札参加資格の確認及び落札の決定
(1) 開札後、工事ごとに定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）及び当該価格を入札参加者に通知し、落札の決定は保留する。
(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者が２人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定するものとする。
(3) 落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であるかを確認する。
(4) 前号に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
ア　当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、入札参加者にその旨を通知する。
イ　当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、(3) の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
(5) (3) の入札参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、工事ごとに定める提出書類等を、開札日（(4) イにおいて新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）から翌開庁日の午後５時までの間に契約第一課へ提出し、また確認のために必要な指示に従わなければならない。上記期間内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとし、(4) イの手続により落札者を決定する。
(6) (4) イの手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
(7) 落札候補者の入札価格が工事ごとに定める調査基準価格未満である場合は、(3) の入札参加資格の確認とあわせて、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱（以下「低入札要綱」という。）に定める調査を行う。
(8) (7) の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。
(9) (7) の調査にあたっては、当該落札候補者は、低入札要綱に定める書類を各３部、別に指定した日時までに契約第一課へ提出し、また、調査のために必要な指示に従わなければならない。上記期限内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、(8) に該当するものとし当該落札候補者を落札者としないものとする。
(10) (9) に定める書類は、３(4)に定める工事費内訳書の各項目の内容に対応したものを提出すること。対応した工事費内訳書の提出がない場合には、(8) に該当するものとし当該落札候補者を落札者としないものとする。
(11) 開札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第２条第１項、第３条又は第４条に該当した場合（ただし、軽微な事由による停止措置を除く。）には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。

6　入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金はこれを免除する。
(2) 契約保証金の有無については、工事ごとに定める。
(3) 契約保証金を求める場合の取扱いについては、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第 27 条から第 29 条までの規定よる。

7　契約金の支払方法
(1) 前金払いの有無及び方法並びに部分払いの回数は、工事ごとに定める。なお、前金払いは部分払いの回数に含まない。
(2) 工事ごとに定める前金払いの方法が「する（一括)」とある場合には、契約を締結した会計年度において、契約金額の10分の４以内の額を支払う。また、「する（各年)」とある場合には、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の４以内の額を、当該会計年度ごとに支払う。
(3) 継続費又は債務負担行為に係る契約である場合には、工事ごとに明示する。この場合の契約金の支払いは、契約期間中の各会計年度において、契約で定める当該会計年度の支払限度額の範囲内で、出来高に応じて行う。

8　調査基準価格未満の金額で入札を行った者との契約
(1) ６(3)の規定にかかわらず、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第 27 条第 1 項に定める契約保証金の額は、契約金額の100 分の 30 以上とする。
(2) ７(2)の規定にかかわらず、工事ごとに定める前金払いの方法が「する（一括)」とある場合には、契約を締結した会計年度において、契約金額の10分の２以内の額を支払う。また、「する（各年)」とある場合には、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の２以内の額を、当該会計年度ごとに支払う。
(3) 工事ごとに定める技術者の要件と同一の要件（ただし、技術者の要件として施工経験を掲げている場合はこれを除く。）を満たす技術者を、監理技術者とは別に、施工現場に専任で 1 名配置しなければならない（特定建設共同企業体の場合、各構成員が配置すること)。この場合、配置するすべての技術者について、配置技術者（変更）届出書（第６号様式）及び監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成

16 年２月 29 日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）を契約第一課へ提出すること。

(4) 本市が定める工事については、工事完成後、低入札要綱に定める低入札価格事後コスト調査を行うものとする。

9　その他

(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事に該当するか否かは、工事ごとに明示する。

(2) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定がある場合には、工事ごとに明示する。

(3) 当該工事の契約締結について、横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年３月横浜市条例第５号）第２条の規定により市議会の議決に付すべきものである場合には、工事ごとに明示する。なお、この場合においては、落札決定後、本市と落札者とは仮契約を締結するものとし、議会の議決後、自動的に本契約となるものとする。

(4) 入札を執行し、落札者が決定したときは、本市の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。ただし、(3)に該当する場合には、「契約書」を「仮契約書」と読み替える。

(5) 配置技術者の届出後、当該工事が完成するまでの間は、当該技術者の変更はできない。ただし、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が、１に定める入札参加資格（変更すべき事由が生じた日を基準日とする。）を満たすと確認された場合はこの限りでない。

(6) 必要と認めるときは入札を中止し、又は取消すことがある。

(7) 本市の都合により、開札日時を変更する場合、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）第 14 条第４項に定めるとおりとする。

(8) 開札後、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第２条の規定により、参加停止の措置を行う。

ア　落札候補者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合

イ　落札候補者となった者が、５(5) に定める書類の提出をしない場合

ウ　工事ごとに定める調査基準価格未満の金額で入札を行って落札候補者となった者が、低入札要綱第４条第１項第１号に該当した場合

(9) ５(3)の入札参加資格の確認とあわせて、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 25 条第１項の規定に基づき適格性の審査を行い、当該工事の請負業者としての適格性に欠ける者と認定された場合は、当該工事の契約は締結しないものとする。

なお、開札日において、平成 17・18 年度の横浜市入札参加資格審査申請における当該工事と同工種の元請最高請負実績額が当該工事の工事費（当該工事の予定価格欄に記載された金額に100分の105を乗じた額）の６割に満たず、かつ、当該工事と同工種の下請最高請負実績額が当該工事の工事費（当該工事の予定価格欄に記載された金額に100分の105を乗じた額）の８割に満たない者は、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 25 条第１項第９号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。

(10) 工事ごとに定める調査基準価格未満の金額で入札を行った者と契約を締結する場合は、契約金額にかかわらず施工体制台帳の提出を義務付けるものとする。

(11) 特定建設共同企業体による入札を行う場合は、入札の前に特定建設共同企業体の情報について横浜市のホームページから登録（以下「特定ＪＶ登録」という。）を行い、提出書類のうち共同企業体協定書兼委任状を、入札締切日時までに、横浜市役所内郵便局に到着するよう横浜市行政運営調整局契約第一課長あての書留郵便により郵送又は横浜市行政運営調整局契約第一課まで持参しなければならない。

なお、特定ＪＶ登録並びに共同企業体協定書兼委任状の作成及び提出方法等の詳細については、横浜市のホームページ又は横浜市行政運営調整局契約第一課及び契約第二課掲示板を参照すること。

(12) その他、この公告に規定のない事項については、横浜市契約規則、公共工事の前払金に関する規則、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）及び横浜市工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによるものとする。

契約番号		０６２１０１０５１６
入札方法		電子入札による
工事件名		栄処理区平戸第二雨水幹線下水道整備工事
施工場所		戸塚区平戸五丁目１２９７番１地先から平戸町１００番地先まで
工事概要		発進立坑築造工（内法８，７００㎜×４，７００㎜、深さ２６．４ｍ、１か所）、泥土圧式シールド工（一次覆工、仕上り内径２，０００㎜、延長１，１７４．８ｍ、最小曲線半径２０ｍ（１か所））
工期		契約締結の日から平成２１年　３月１３日まで
予定価格		７４１，９７０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		開札後に公表
最低制限価格		設定なし
入札参加資格	登録工種	土木
	格付等級	【土木：Ａ】
	登録細目	【土木：一般土木工事】
	所在地区分	市内又は準市内
	技術者	土木工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）他の工事に従事していない者でなければならない。
	その他	※次頁のとおり
提出書類		※次頁のとおり
設計図書の購入先・申込期限		電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
入札期間		平成１８年１１月２２日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２８日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１１月２９日（水）午後　１時３０分
支払い条件		前金払　する（各年）　部分払　８回以内　契約保証　要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当する
注意事項		※次頁のとおり 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　（この頁は１頁目です。）
工事担当課		環境創造局管路事業課　電話　０４５－６７１－３５７０
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

契約番号	０６２１０１０５１６
工事件名	栄処理区平戸第二雨水幹線下水道整備工事
入札に係る必要事項	【入札参加資格　その他】 次の要件をすべて満たす特定建設共同企業体であること。 （１）各企業の技術力の結集を目的とする共同施工方式による特定建設共同企業体であること（名称は「○○建設共同企業体」とする。）。 （２）構成員の数は２者であること。 （３）構成員の出資比率については、各構成員の出資比率が、その共同企業体の総出資額の１０分の３以上であるとともに、代表者となる構成員（以下「代表構成員」という。）の出資比率が、その共同企業体構成員中最大であること。 （４）構成員の平成１７・１８年度工事請負等入札参加資格審査申請における登録工種の土木に係る工事最高請負実績の元請金額の合計が、７９８，０００，０００円以上であること。 （５）構成員の組み合わせは、前頁の入札参加資格のほか、次のア代表構成員の資格要件をすべて満たす者とイ第２位構成員の資格要件をすべて満たす者による組み合わせであること。 ※　施工実績及び技術者の施工経験はいずれも平成８年４月１日以降に完成したもの（当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が１０分の２以上のもの）に限る。 ア　代表構成員の資格要件 （ア）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３第１項に定める経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値通知書（本件工事の開札日において有効かつ最新のもの。以下同じ。）における土木一式の総合評定値が１，２００点以上であること。 （イ）仕上り内径１，６００㎜以上の密閉型シールド工事の元請としての施工実績を有すること。 （ウ）前頁の技術者は、最小曲線半径６０ｍ以下の施工箇所を含む密閉型シールド工事の元請としての施工経験を有すること。 イ　第２位構成員の資格要件 （ア）経審の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が９５０点以上であること。 （イ）仕上り内径１，６００㎜以上の密閉型シールド工事の元請としての施工実績を有すること。 （ウ）前頁の技術者は、密閉型シールド工事の元請としての施工経験を有すること。 【提出書類】 （１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）配置技術者（変更）届出書（第６号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。工事経験欄にシールド工法の種類、仕上り内径、施工延長及び最小曲線半径を記入すること。）　（３）監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成１６年２月２９日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）　（４）施工実績調書（工事内容欄にシールド工法の種類、仕上り内径及び施工延長を記入し、併せてその実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。）　（５）総合評定値通知書（開札日において有効かつ最新のもの）の写し　（６）共同企業体協定書兼委任状 【注意事項】 （１）本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本件工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定がある。 （全体工事概要） 発進立坑築造工１か所、泥土圧式シールド工（一次・二次覆工、仕上り内径２，０００㎜、延長１，１７４．８ｍ、最小曲線半径２０ｍ（１か所））、到達立坑築造工１か所、特殊人孔築造工２か所、付帯工一式 （２）入札にあたっては、事前に特定ＪＶ登録を行い、提出書類のうち（６）共同企業体協定書兼委任状を入札締切日時までに提出しなければならない（公告本文９（１１）を参照）。 （３）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （４）調査基準価格未満で入札した場合の取扱いは公告本文８による。 （５）本件工事は債務負担行為に係る契約である。 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　（この頁は２頁目です。） この頁に記載されていない事項については、１頁目をご確認ください。

契約番号		０６２１０１０５１７
入札方法		電子入札による
工事件名		南部処理区大岡右岸幹線（第３工区）下水道整備工事
施工場所		南区睦町２丁目１８３番地から磯子区丸山一丁目１０番地先まで
工事概要		泥濃式推進工（内径１，５００㎜、延長５９９．４ｍ、最小曲線半径４５ｍ（１か所））、泥濃式推進工（内径１，６５０㎜、延長５３５．４ｍ、最小曲線半径４３ｍ（１か所））、発進立坑築造工（内径７，０００㎜、深さ１５．７ｍ、１か所）、到達立坑築造工（内径２，６００㎜、深さ１３．６ｍ、１か所）、接続工（到達部）２か所
工期		契約締結の日から平成２０年　８月２９日まで
予定価格		６３０，５３０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		開札後に公表
最低制限価格		設定なし
入札参加資格	登録工種	土木
	格付等級	【土木：Ａ】
	登録細目	【土木：一般土木工事】
	所在地区分	市内
	技術者	土木工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）他の工事に従事していない者でなければならない。
	その他	※次頁のとおり
提出書類		※次頁のとおり
設計図書の購入先・申込期限		電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
入札期間		平成１８年１１月２２日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２８日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１１月２９日（水）午後　１時３０分
支払い条件		前金払　する（各年）　部分払　８回以内　契約保証　要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当する
注意事項		（１）特定建設共同企業体による入札の場合は、事前に特定ＪＶ登録を行い、提出書類のうち（６）共同企業体協定書兼委任状を入札締切日時までに提出しなければならない（公告本文９（１１）を参照）。 （２）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （３）調査基準価格未満で入札した場合の取扱いは公告本文８による。 （４）本件工事は債務負担行為に係る契約である。 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　（この頁は１頁目です。）
工事担当課		環境創造局管路再整備課　電話　０４５－６７１－３９８３
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

契約番号	０６２１０１０５１７
工事件名	南部処理区大岡右岸幹線（第３工区）下水道整備工事
入札に係る必要事項	【入札参加資格　その他】 本件工事の入札は混合入札により執行する。 次の要件をすべて満たす特定建設共同企業体又は単体企業であること。 （１）特定建設共同企業体の資格要件 ア　各企業の技術力の結集を目的とする共同施工方式による特定建設共同企業体であること（名称は「〇〇建設共同企業体」とする。）。 イ　構成員の数は２者であること。 ウ　構成員の出資比率については、各構成員の出資比率が、その共同企業体の総出資額の１０分の３以上であるとともに、代表者となる構成員の出資比率が、その共同企業体構成員中最大であること。 エ　構成員の平成１７・１８年度工事請負等入札参加資格審査申請における登録工種の土木に係る工事最高請負実績の元請金額の合計が、３９７，２３３，９００円以上であること。 オ　構成員の組み合わせは、前頁の入札参加資格のほか、次の資格要件（ア）及び（イ）を満たす者による組み合わせであること。 ※　施工実績及び技術者の施工経験はいずれも平成８年４月１日以降に完成したもの（当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が１０分の２以上のもの）に限る。 （ア）次のａ及びｂの工事の元請としての施工実績を有すること（ａとｂは別工事でも可）。 ａ　管径１，３００㎜以上の推進工事 ｂ　管径８００㎜以上かつ１スパンの施工延長が３５０ｍ以上の密閉型推進工事 （イ）最小曲線半径６０ｍ以下の施工箇所を含む管径８００㎜以上の推進工事の元請としての施工経験を有する推進工事技士（社団法人日本下水道管渠推進技術協会の資格を有する技術者。以下同じ。）を施工現場に専任で配置すること（監理技術者との兼任可）。 （２）単体企業の資格要件 前頁の入札参加資格のほか、次の資格要件アからウまでをすべて満たす者であること。 ※　施工実績及び配置技術者の施工経験は平成８年４月１日以降に完成したもの（当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が１０分の２以上のもの）に限る。 ア　平成１７・１８年度工事請負等入札参加資格審査申請における登録工種の土木に係る工事最高請負実績の元請金額が、３９７，２３３，９００円以上であること。 イ　次の（ア）及び（イ）の工事の元請としての施工実績を有すること（（ア）と（イ）は別工事でも可）。 （ア）管径１，３００㎜以上の推進工事 （イ）管径８００㎜以上かつ１スパンの施工延長が３５０ｍ以上の密閉型推進工事 ウ　最小曲線半径６０ｍ以下の施工箇所を含む管径８００㎜以上の推進工事の元請としての施工経験を有する推進工事技士を施工現場に専任で配置すること（監理技術者との兼任可）。 【提出書類】 （１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）配置技術者（変更）届出書（第６号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。推進工事技士については、配置技術者（変更届）届出書のその他の資格番号欄に推進工事技士の番号を、工事経験欄に推進工法の種類、管径、延長及び最小曲線半径を記入すること。）　（３）推進工事技士登録証の写し及び所属の確認できる書類（監理技術者資格者証又は健康保険証の写し等）　（４）監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成１６年２月２９日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）　（５）施工実績調書（工事内容欄に推進工法の種類、管径及び延長を記入し、併せて、その実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。）　（６）共同企業体協定書兼委任状（特定建設共同企業体による入札の場合） 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　（この頁は２頁目です。） この頁に記載されていない事項については、１頁目をご確認ください。

契約番号		０６２４０１０００７
入札方法		電子入札による
工事件名		市道高島台第１７１号線道路建設工事
施工場所		西区高島二丁目３４番地の２から神奈川区金港町１番地の１０まで
工事概要		２径間連続鋼床版１箱桁製作工（鋼材重量４５３．０ｔ、橋長１５４ｍ、幅員７．５ｍ、工場塗装工７，３３９㎡）、鋼製階段製作工２基（(延長１６ｍ、幅員４．２ｍ）及び（延長２３ｍ、幅員１．９ｍ）、鋼材重量計２６．８ｔ、工場塗装工４３２㎡）、鋼製橋脚製作工２基（(径２．５ｍ、高さ１５．１ｍ）及び（径２．７５ｍ、高さ１５．１ｍ）、鋼材重量計１６０．２ｔ、工場塗装工２８㎡）、仮設工一式、輸送６４６ｔ、送出し架設工一式、クレーンベント架設工一式、台船クレーンベント架設工一式、橋脚架設工２基、現場塗装工３１８㎡
工期		契約締結の日から平成２１年　３月１８日まで
予定価格		８２８，４２０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		開札後に公表
最低制限価格		設定なし
入札参加資格	登録工種	鋼構造
	格付等級	-
	登録細目	【鋼構造：鋼製橋梁工事】
	所在地区分	市内、準市内又は市外
	技術者	鋼構造物工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）他の工事に従事していない者でなければならない。
	その他	平成８年４月１日以降に完成した、次の（１）及び（２）の工事の元請としての施工実績を有すること（各施工実績は別工事でも可）。 （１）工事１件あたりの鋼材重量３８０ｔ以上の鋼製橋を自社工場において製作し、架設した工事 （２）台船（クレーン台船を含む。）又はフローティングクレーンを使用した、橋梁の架設工事
提出書類		（１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）配置技術者（変更）届出書（第６号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。）　（３）監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成１６年２月２９日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）　（４）施工実績調書（工事内容欄に橋梁の名称、形式、鋼材重量及び架設方法を記入し、併せて、その実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。）
設計図書の購入先・申込期限		有限会社サン・アート、有限会社リバーストン 平成１８年１１月１０日　午後　５時００分 詳細については、横浜市契約財産部掲示板又は横浜市のホームページを参照すること。 （なお、設計図書については横浜市ホームページ発注情報画面で参照可能。）
入札期間		平成１８年１１月２２日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２８日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１１月２９日（水）午後　１時３０分
支払い条件		前金払　する（各年）　部分払　４回以内　契約保証　要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当する
注意事項		※次頁のとおり 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　（この頁は１頁目です。）
工事担当課		都市整備局都市再生推進課　電話　０４５－６７１－３８５７
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

契約番号	０６２４０１０００７
工事件名	市道高島台第１７１号線道路建設工事
入札に係る必要事項	【注意事項】 （１）配置する監理技術者は、本件工事に含まれる工場製作過程に限り、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制が明確な場合は必ずしも専任を要しない。 （２）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （３）開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の６割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の８割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない（公告本文９（９）を参照）。 （４）調査基準価格未満で入札した場合の取扱いは公告本文８による。 （５）本件工事は横浜市議会の議決に付すべき契約である。 （６）本件工事は債務負担行為に係る契約である。 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　　（この頁は２頁目です。） この頁に記載されていない事項については、１頁目をご確認ください。

横浜市調達公告第278号

5,000万円以上６億円未満の一般競争入札（電子入札対象案件）の施行

次のとおり、「都市計画道路権太坂和泉線（名瀬地区）街路整備工事（その２）」ほか 11 件の工事について、一般競争入札を行う。

平成18年11月７日

契約事務受任者
横浜市行政運営調整局長　大　場　茂　美

１　入札参加資格

入札参加者は、開札日（ただし、基準日を別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格をすべて満たしていなければならない。

(1) 横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市規則第59号）第３条第１項に掲げる者でないこと及び同条第２項の規定に基づき横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第３条第 1 項により定める資格を有する者であること。
(2) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）に登載されている者であること。
(3) 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
(4) 工事ごとに定める入札参加資格をすべて満たす者であること。
(5) 入札に参加しようとする工事の設計図書を２(2)に定める手続により購入した者であること。ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において、「電子図渡しを行う」としている案件（以下、「電子図渡し案件」という。）を除く。
(6) IC カードを購入し、電子入札システムにより利用者登録を行った者であること。
(7) その他、詳細については横浜市契約規則、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）及び横浜市工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによる。

２　入札参加手続等

(1) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続きは要しない。ただし、９(12)に定める場合を除く。
(2) 設計図書の購入等
ア　設計図書は、イの期間に工事ごとに定める工事担当課において閲覧に供する。ただし、オの場合を除く。
イ　設計図書購入の申込期間
この公告の日から平成 18 年 11 月 10 日　午後５時まで
ウ　設計図書の購入先
工事ごとに定める。
エ　設計図書購入の申込み手続
横浜市のホームページ又は横浜市行政運営調整局契約第一課及び契約第二課掲示板を参照すること。
オ　電子図渡し案件については、横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
(3) １に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する必要があると認める者について行う。

３　入札方法等

(1) 入札の期間及び開札予定日時については、工事ごとに定める。
(2) 入札参加者は、定められた期間内において、電子入札システムにより入札書を提出すること。また、郵便による入札は認めない。
(3) 紙入札による参加については、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）第７条に定める場合を除き、認めない。
(4) 入札にあたっては、別途指定がある場合を除き、工事費内訳書を電子ファイル化し、電子入札システムを通じて入札書提出の際に添付すること。工事費内訳書の提出については、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）第 13 条を参照すること。なお、当該工事費内訳書は、本市が工事ごとに定めた設計図書（参考資料等の内訳書を含む）と同程度の内容のものとし、合計金額は入札金額と一致させること。
(5) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０５分の１００に相当する金額を入札金額とすること。
(6) 入札の回数は１回とする。なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、当該入札を不調とする。
(7) 合併入札の場合には、金額はすべての工事の合計金額を記載すること。

４　入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
(2) １に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
(3) 工事費内訳書の提出をしない者が行った入札、又は３(4) の定めに従わない工事費内訳書を提出した者が行った入札
(4) 特定建設共同企業体による入札の場合に、共同企業体協定書兼委任状の提出をしない者が行った入札
(5) 共同企業体協定書兼委任状を提出し、入札を行った建設共同企業体の構成員となっている者が、同一の入札において単体又は他の共同企業体協定書兼委任状の提出を行った建設共同企業体の構成員と

して入札を行った場合、その者及びその者を構成員とする建設共同企業体が行った入札
(6) 横浜市一般競争入札参加資格審査申請において指定した契約者（あらかじめ、「横浜市電子入札 IC カード代表者届出書（第１号様式)」を横浜市に届け出ている場合には代表者）以外の名義人による IC カードを用いて行った入札

5　入札参加資格の確認及び落札の決定
(1) 開札後、工事ごとに定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）及び当該価格を入札参加者に通知し、落札の決定は保留する。
(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者が２人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定するものとする。
(3) 落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であるかを確認する。
(4) 前号に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
ア　当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、入札参加者にその旨を通知する。
イ　当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、(3) の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
(5) (3) の入札参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、工事ごとに定める提出書類等を、開札日（(4) イにおいて新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）から翌開庁日の午後５時までの間に契約第一課へ提出し、また確認のために必要な指示に従わなければならない。上記期間内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとし、(4) イの手続により落札者を決定する。
(6) (4) イの手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
(7) 落札候補者の入札価格が工事ごとに定める調査基準価格未満である場合は、(3) の入札参加資格の確認とあわせて、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱（以下「低入札要綱」という。）に定める調査を行う。
(8) (7) の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。
(9) (7) の調査にあたっては、当該落札候補者は、低入札要綱に定める書類を各３部、別に指定した日時までに契約第一課へ提出し、また、調査のために必要な指示に従わなければならない。上記期限内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、(8) に該当するものとし当該落札候補者を落札者としないものとする。
(10) (9) に定める書類は、３(4)に定める工事費内訳書の各項目の内容に対応したものを提出すること。対応した工事費内訳書の提出がない場合には、(8) に該当するものとし当該落札候補者を落札者としないものとする。
(11) 開札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第２条第１項、第３条又は第４条に該当した場合（ただし、軽微な事由による停止措置を除く。）には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。

6　入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金はこれを免除する。
(2) 契約保証金の有無については、工事ごとに定める。
(3) 契約保証金を求める場合の取扱いについては、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第 27 条から第 29 条までの規定よる。

7　契約金の支払方法
(1) 前金払いの有無及び方法並びに部分払いの回数は、工事ごとに定める。なお、前金払いは部分払いの回数に含まない。
(2) 工事ごとに定める前金払いの方法が「する（一括)」とある場合には、契約を締結した会計年度において、契約金額の10分の４以内の額を支払う。また、「する（各年)」とある場合には、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の４以内の額を、当該会計年度ごとに支払う。
(3) 継続費又は債務負担行為に係る契約である場合には、工事ごとに明示する。この場合の契約金の支払いは、契約期間中の各会計年度において、契約で定める当該会計年度の支払限度額の範囲内で、出来高に応じて行う。

8　調査基準価格未満の金額で入札を行った者との契約
(1) ６(3)の規定にかかわらず、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第 27 条第 1 項に定める契約保証金の額は、契約金額の100 分の 30 以上とする。
(2) ７(2)の規定にかかわらず、工事ごとに定める前金払いの方法が「する（一括)」とある場合には、契約を締結した会計年度において、契約金額の10分の２以内の額を支払う。また、「する（各年)」とある場合には、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の２以内の額を、当該会計年度ごとに支払う。
(3) 工事ごとに定める技術者の要件と同一の要件（ただし、技術者の要件として施工経験を掲げている場合はこれを除く。）を満たす技術者を、監理技術者とは別に、施工現場に専任で１名配置しなければならない（特定建設共同企業体の場合、各構成員が配置すること)。この場合、配置するすべての技術者について、配置技術者（変更）届出書（第６号様式）及び監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成

16年２月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）を契約第一課へ提出すること。

(4) 本市が定める工事については、工事完成後、低入札要綱に定める低入札価格事後コスト調査を行うものとする。

9　その他

(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事に該当するか否かは、工事ごとに明示する。

(2) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定がある場合には、工事ごとに明示する。

(3) 当該工事の契約締結について、横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年３月横浜市条例第５号）第２条の規定により市議会の議決に付すべきものである場合には、工事ごとに明示する。

(4) 入札を執行し、落札者が決定したときは、本市の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。

(5) 配置技術者の届出後、当該工事が完成するまでの間は、当該技術者の変更はできない。ただし、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が、１に定める入札参加資格（変更すべき事由が生じた日を基準日とする。）を満たすと確認された場合はこの限りでない。

(6) 必要と認めるときは入札を中止し、又は取消すことがある。

(7) 本市の都合により、開札日時を変更する場合、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）第 14 条第４項に定めるとおりとする。

(8) 開札後、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第２条の規定により、参加停止の措置を行う。

ア　落札候補者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合

イ　落札候補者となった者が、５(5) に定める書類の提出をしない場合

ウ　工事ごとに定める調査基準価格未満の金額で入札を行って落札候補者となった者が、低入札要綱第４条第１項第１号に該当した場合

(9) ５(3)の入札参加資格の確認とあわせて、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 25 条第１項の規定に基づき適格性の審査を行い、当該工事の請負業者としての適格性に欠ける者と認定された場合は、当該工事の契約は締結しないものとする。

なお、開札日において、平成 17・18 年度の横浜市入札参加資格審査申請における当該工事と同工種の元請最高請負実績額が当該工事の工事費（当該工事の予定価格欄に記載された金額に100分の105を乗じた額）の６割に満たず、かつ、当該工事と同工種の下請最高請負実績額が当該工事の工事費（当該工事の予定価格欄に記載された金額に100分の105を乗じた額）の８割に満たない者は、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 25 条第１項第９号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。

(10) 工事ごとに定める調査基準価格未満の金額で入札を行った者と契約を締結する場合は、契約金額にかかわらず施工体制台帳の提出を義務付けるものとする。

(11) 特定建設共同企業体による入札を行う場合は、入札の前に特定建設共同企業体の情報について横浜市のホームページから登録（以下「特定ＪＶ登録」という。）を行い、提出書類のうち共同企業体協定書兼委任状を、入札締切日時までに、横浜市役所内郵便局に到着するよう横浜市行政運営調整局契約第一課長あての書留郵便により郵送又は横浜市行政運営調整局契約第一課まで持参しなければならない。

なお、特定ＪＶ登録並びに共同企業体協定書兼委任状の作成及び提出方法等の詳細については、横浜市のホームページ又は横浜市行政運営調整局契約第一課及び契約第二課掲示板を参照すること。

(12) その他、この公告に規定のない事項については、横浜市契約規則、公共工事の前払金に関する規則、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）及び横浜市工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによるも

契約番号		０６１２０１０１３１
入札方法		電子入札による
工事件名		都市計画道路権太坂和泉線（名瀬地区）街路整備工事（その２）
施工場所		戸塚区名瀬町２１３４番２から６４０番まで
工事概要		アスファルト舗装工２，９７５㎡、路盤工２，５３６㎡、ＬＯ型側溝工Ｌ＝２９２ｍ、区画線設置工Ｌ＝８１５ｍ　ほか
工期		契約締結の日から平成１９年　３月３０日まで
予定価格		９０，２５０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		開札後に公表
最低制限価格		設定なし
入札参加資格	登録工種	ほ装
	格付等級	【ほ装：Ａ】
	登録細目	【ほ装：アスファルト舗装工事】
	所在地区分	市内
	技術者	ほ装工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）他の工事に従事していない者でなければならない。
	その他	平成１７・１８年度の横浜市入札参加資格審査申請における主たる営業所の所在地が、中区内、南区内、港南区内、旭区内、磯子区内、金沢区内、戸塚区内、栄区内、泉区内又は瀬谷区内のいずれかにあること。
提出書類		（１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）配置技術者（変更）届出書（第６号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。）　（３）監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成１６年２月２９日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）
設計図書の購入先・申込期限		電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
入札期間		平成１８年１１月１５日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２１日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１１月２２日（水）午前　９時４０分
支払い条件		前金払：する（一括）　部分払：１回以内　契約保証：要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当する
注意事項		（１）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （２）開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の６割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の８割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない（公告本文９（９）を参照）。 （３）調査基準価格未満で入札した場合の取扱いは公告本文８による。
工事担当課		道路局建設課　電話　０４５－６７１－３６３５
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

契約番号		０６１２０１０１３８
入札方法		電子入札による
工事件名		（仮称）高島二丁目連絡デッキ新設工事（製作・架設工）
施工場所		西区高島一丁目２番５０号から高島二丁目７番３０号まで
工事概要		鋼橋製作工（鋼材重量１９６．４５ｔ、橋長９４．９ｍ、幅員５ｍ、工場塗装工１，８９３㎡、階段３基）一式、輸送１９６．４５ｔ、一括架設工（多軸式特殊台車使用）、現場塗装工６８㎡
工期		契約締結の日から平成１９年　３月３０日まで
予定価格		４１０，０５０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		開札後に公表
最低制限価格		設定なし
入札参加資格	登録工種	鋼構造
	格付等級	-
	登録細目	【鋼構造：鋼製橋梁工事】
	所在地区分	市内、準市内又は市外
	技術者	鋼構造物工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）他の工事に従事していない者でなければならない。
	その他	平成８年４月１日以降に完成した工事１件あたりの鋼材重量１２０ｔ以上の、鋼製橋を自社工場において製作し、架設した工事の元請としての施工実績を有すること。
提出書類		（１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）配置技術者（変更）届出書（第６号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。）　（３）監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成１６年２月２９日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）　（４）施工実績調書（工事内容欄に橋梁の名称、形式及び鋼材重量を記入し、併せて、その実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。）
設計図書の購入先・申込期限		電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
入札期間		平成１８年１１月２２日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２８日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１１月２９日（水）午前　１０時００分
支払い条件		前金払：する（一括）　部分払：１回以内　契約保証：要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当する
注意事項		※次頁のとおり 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　（この頁は１頁目です。）
工事担当課		道路局建設課　電話　０４５－６７１－３６３５
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

契約番号	０６１２０１０１３８
工事件名	（仮称）高島二丁目連絡デッキ新設工事（製作・架設工）
入札に係る必要事項	【注意事項】 （１）配置する監理技術者は、本件工事に含まれる工場製作過程に限り、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制が明確な場合は必ずしも専任を要しない。 （２）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （３）開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の６割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の８割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない（公告本文９（９）を参照）。 （４）調査基準価格未満で入札した場合の取扱いは公告本文８による。 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　　（この頁は２頁目です。） この頁に記載されていない事項については、１頁目をご確認ください。

契約番号		０６２１０１０４８３
入札方法		電子入札による
工事件名		栄第二水再生センター汚泥調整タンク等機械設備工事
施工場所		栄区長沼町８２番地
工事概要		円形タンク用回転式汚泥かき寄せ機製作・据付２基、円形タンク用汚泥攪拌機製作・据付１基
工期		契約締結の日から平成２０年　３月１４日まで
予定価格		８７，５３０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		開札後に公表
最低制限価格		設定なし
入札参加資格	登録工種	機械器具設置
	格付等級	-
	登録細目	【機械器具設置：水処理設備工事】
	所在地区分	市内又は準市内
	技術者	水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）他の工事に従事していない者でなければならない。
	その他	上記の技術者は、平成８年４月１日以降に完成した、下水道施設又は類似施設（水道施設等）における汚泥かき寄せ機設備工事の元請としての施工経験を有すること。 平成８年４月１日以降に完成した、下水道施設又は類似施設（水道施設等）における汚泥かき寄せ機設備の新設又は増設工事の元請としての施工実績を有し、かつ、同設備は開札日において１年以上の稼動実績を有すること。
提出書類		（１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）配置技術者（変更）届出書（第６号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。工事内容欄に施工した施設の名称及び工事概要を記入すること。）　（３）監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成１６年２月２９日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）　（４）施工実績調書（工事内容欄に工事を施工した施設の名称、汚泥かき寄せ機の方式及び当該設備の稼動日を記入し、併せて、その実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。）
設計図書の購入先・申込期限		電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
入札期間		平成１８年１１月１５日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２１日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１１月２２日（水）午前　１０時３０分
支払い条件		前金払　する（各年）　部分払　２回以内　契約保証　要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当しない
注意事項		※次頁のとおり 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　（この頁は１頁目です。）
工事担当課		環境創造局設備課　電話　０４５－６７１－２８５２
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

契約番号	０６２１０１０４８３
工事件名	栄第二水再生センター汚泥調整タンク等機械設備工事
入札に係る必要事項	【注意事項】 （１）特記仕様書において設計担当技術者の配置について定めがあるので留意すること。 （２）本件工事において製作・据付する機器・装置のうち、指定した製品については、環境創造局指定製品及び選定業者名簿（下水道設備用）において選定された製造業者の製品を使用する旨、一般仕様書において定めがあるので留意すること。 （３）元請負人が本件工事に含まれる工場製作を自社工場で行う場合のみ、配置する監理技術者は、当該工場製作過程に限り、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制が明確な場合は必ずしも専任を要しない。 （４）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （５）開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の６割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の８割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない（公告本文９（９）を参照）。 （６）調査基準価格未満で入札した場合の取扱いは公告本文８による。 （７）本件工事は債務負担行為に係る契約である。 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　　（この頁は２頁目です。） この頁に記載されていない事項については、１頁目をご確認ください。

契約番号		０６２１０１０４８４
入札方法		電子入札による
工事件名		港北水再生センター処理水送水機械設備工事
施工場所		港北区太尾町１８０５番地ほか１か所
工事概要		給水ポンプ製作・据付３台、給水用圧力タンク製作・据付１基、自動洗浄ストレーナ製作・据付２台、薬品注入ポンプ製作・据付２台、薬品貯留タンク製作・据付１基、電動蝶形弁製作・据付１台
工期		契約締結の日から平成１９年１１月１６日まで
予定価格		５１，６８０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		開札後に公表
最低制限価格		設定なし
入札参加資格	登録工種	機械器具設置
	格付等級	-
	登録細目	【機械器具設置：ポンプ工事】
	所在地区分	市内
	技術者	機械器具設置工事業、水道施設工事業又は管工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）他の工事に従事していない者でなければならない。
	その他	
提出書類		（１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）配置技術者（変更）届出書（第６号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。）　（３）監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成１６年２月２９日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）
設計図書の購入先・申込期限		電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
入札期間		平成１８年１１月１５日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２１日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１１月２２日（水）午前　１０時３０分
支払い条件		前金払　する（各年）　部分払　２回以内　契約保証　要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当する
注意事項		※次頁のとおり 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　（この頁は１頁目です。）
工事担当課		環境創造局設備課　電話　０４５－６７１－２８５３
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

契約番号	０６２１０１０４８４
工事件名	港北水再生センター処理水送水機械設備工事
入札に係る必要事項	【注意事項】 （１）特記仕様書において設計担当技術者の配置について定めがあるので留意すること。 （２）元請負人が本件工事に含まれる工場製作を自社工場で行う場合のみ、配置する監理技術者は、当該工場製作過程に限り、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制が明確な場合は必ずしも専任を要しない。 （３）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （４）開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の６割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の８割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない（公告本文９（９）を参照）。 （５）調査基準価格未満で入札した場合の取扱いは公告本文８による。 （６）本件工事は債務負担行為に係る契約である。 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　　（この頁は２頁目です。） この頁に記載されていない事項については、１頁目をご確認ください。

契約番号		０６２１０１０４９２
入札方法		電子入札による
工事件名		柏葉公園再整備工事
施工場所		中区柏葉８７番１
工事概要		整備面積：８，４７１㎡、基盤整備工、植栽工（中低木植栽工、地被類植栽工、移植工）、設備工、園路広場整備工、施設整備工、施設改良工
工期		契約締結の日から平成１９年　３月２０日まで
予定価格		７９，９８０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		開札後に公表
最低制限価格		設定なし
入札参加資格	登録工種	造園
	格付等級	【造園：Ａ】
	登録細目	【造園：造園工事】
	所在地区分	市内
	技術者	造園工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）他の工事に従事していない者でなければならない。
	その他	
提出書類		（１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）配置技術者（変更）届出書（第６号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。）　（３）監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成１６年２月２９日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）
設計図書の購入先・申込期限		電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
入札期間		平成１８年１１月１５日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２１日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１１月２２日（水）午前　１０時１０分
支払い条件	前金払	する（一括）　部分払　１回以内　契約保証　要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当する
注意事項		（１）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （２）開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の６割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の８割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない（公告本文９（９）を参照）。 （３）調査基準価格未満で入札した場合の取扱いは公告本文８による。
工事担当課		環境創造局緑事業課　電話　０４５－６７１－３９４７
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

契約番号		０６２１０１０４９５
入札方法		電子入札による
工事件名		西部処理区原宿地区下水道整備工事（その２７）
施工場所		戸塚区原宿三丁目２１９番地先から３４７番地先まで
工事概要		塩ビ管布設工（Φ２５０㎜、Ｌ＝１７１．５ｍ）、ヒューム管布設工（Φ６００㎜～Φ７００㎜、Ｌ＝３３５ｍ）、刃口推進工（Φ９００㎜、Ｌ＝９．７ｍ）、ライナープレート立坑築造工（Ｈ＝２２ｍ、１か所）
工期		契約締結の日から平成１９年　５月１８日まで
予定価格		１１１，２５０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		開札後に公表
最低制限価格		設定なし
入札参加資格	登録工種	土木
	格付等級	【土木：Ｂ】
	登録細目	【土木：一般土木工事】
	所在地区分	市内
	技術者	土木工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）他の工事に従事していない者でなければならない。
	その他	平成１７・１８年度の横浜市入札参加資格審査申請における主たる営業所の所在地が、南区内、港南区内、磯子区内、金沢区内、戸塚区内、栄区内又は泉区内のいずれかにあること。
提出書類		（１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）配置技術者（変更）届出書（第６号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。）　（３）監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成１６年２月２９日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）
設計図書の購入先・申込期限		電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
入札期間		平成１８年１１月１５日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２１日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１１月２２日（水）午前　９時４０分
支払い条件		前金払　する（各年）　部分払　４回以内　契約保証　要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当する
注意事項		※次頁のとおり 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　（この頁は１頁目です。）
工事担当課		環境創造局管路事業課　電話　０４５－６７１－３５７０
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

契約番号	０６２１０１０４９５
工事件名	西部処理区原宿地区下水道整備工事（その２７）
入札に係る必要事項	【注意事項】 （１）特記仕様書において推進工事技士の配置について定めがあるので留意すること。 （２）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （３）開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の６割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の８割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない（公告本文９（９）を参照）。 （４）調査基準価格未満で入札した場合の取扱いは公告本文８による。 （５）本件工事は債務負担行為に係る契約である。 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　　（この頁は２頁目です。） この頁に記載されていない事項については、１頁目をご確認ください。

契約番号		０６２１０１０４９６
入札方法		電子入札による
工事件名		港北処理区緑区鴨居地区下水道再整備工事
施工場所		緑区鴨居五丁目１番１８号地先から２６番５号地先まで
工事概要		塩ビ管布設工（Φ２５０㎜～Φ４００㎜、Ｌ＝４８５．５ｍ）
工期		契約締結の日から平成１９年　３月３０日まで
予定価格		６２，５３０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		開札後に公表
最低制限価格		設定なし
入札参加資格	登録工種	土木
	格付等級	【土木：Ｂ】
	登録細目	【土木：一般土木工事】
	所在地区分	市内
	技術者	土木工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）他の工事に従事していない者でなければならない。
	その他	平成１７・１８年度の横浜市入札参加資格審査申請における主たる営業所の所在地が、保土ケ谷区内、旭区内、緑区内、青葉区内、都筑区内又は瀬谷区内のいずれかにあること。
提出書類		（１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）配置技術者（変更）届出書（第６号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。）　（３）監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成１６年２月２９日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）
設計図書の購入先・申込期限		電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
入札期間		平成１８年１１月１５日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２１日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１１月２２日（水）午前　９時２０分
支払い条件		前金払　する（一括）　部分払　２回以内　契約保証　要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当する
注意事項		（１）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （２）開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の６割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の８割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない（公告本文９（９）を参照）。 （３）調査基準価格未満で入札した場合の取扱いは公告本文８による。
工事担当課		環境創造局管路保全課　電話　０４５－６７１－２８３１
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

契約番号		０６２１０１０４９７
入札方法		電子入札による
工事件名		本牧山頂公園法面整備工事（その３）
施工場所		中区和田山１番ほか
工事概要		法面工一式（Ｈ＝１７ｍ、法面整形工６９３㎡、吹付工１，２０７㎡、落石防護柵設置工Ｌ＝２０５ｍ）　ほか
工期		契約締結の日から平成１９年　３月１６日まで
予定価格		１００，４００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		開札後に公表
最低制限価格		設定なし
入札参加資格	登録工種	とび・土工
	格付等級	-
	登録細目	【とび・土工：法面工事】
	所在地区分	市内又は準市内
	技術者	とび・土工工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）他の工事に従事していない者でなければならない。
	その他	平成８年４月１日以降に完成した高さ１０ｍ以上の法面工事の元請としての施工実績を有すること。
提出書類		（１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）配置技術者（変更）届出書（第６号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。）　（３）監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成１６年２月２９日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）　（４）施工実績調書（工事内容欄に工事概要及び法面の高さを記入し、併せて、その実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。）
設計図書の購入先・申込期限		電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
入札期間		平成１８年１１月１５日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２１日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１１月２２日（水）午前　１０時１０分
支払い条件	前金払	する（一括）　部分払　１回以内　契約保証　要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当する
注意事項		（１）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （２）開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の６割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の８割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない（公告本文９（９）を参照）。 （３）調査基準価格未満で入札した場合の取扱いは公告本文８による。
工事担当課		環境創造局緑事業課　電話　０４５－６７１－４１２５
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

契約番号		０６２１０１０５０６
入札方法		電子入札による
工事件名		平成１８年度名瀬川改修工事（その２）
施工場所		戸塚区名瀬町１７２０番地先から１７４９番地先まで
工事概要		土工（バックホウ掘削２，２１２㎥）、橋梁下部工（逆Ｔ式橋台二基、基礎工（ＰＨＣ杭、Ｌ＝１９ｍ、２０本））、護岸工（ブロック積工４５７㎡）、付帯工（防護柵設置工Ｌ＝１３５ｍ）、仮設工（仮橋工一式、仮設水路工一式）
工期		契約締結の日から平成１９年　３月１５日まで
予定価格		１１７，９２０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		開札後に公表
最低制限価格		設定なし
入札参加資格	登録工種	土木
	格付等級	【土木：Ａ】
	登録細目	【土木：一般土木工事】
	所在地区分	市内
	技術者	土木工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）他の工事に従事していない者でなければならない。
	その他	平成８年４月１日以降に完成した、長さ１１ｍ以上の杭基礎工（既製杭に限る。）を含む橋梁下部工事（場所打ちに限る。）の元請としての施工実績を有すること（当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が１０分の２以上のものに限る。）。
提出書類		（１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）配置技術者（変更）届出書（第６号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。）　（３）監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成１６年２月２９日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）　（４）施工実績調書（工事内容欄に杭基礎工を含む橋梁下部工事の概要、既製杭の種類及び杭長を記入し、併せて、その実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。）
設計図書の購入先・申込期限		電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
入札期間		平成１８年１１月１５日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２１日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１１月２２日（水）午前　９時２０分
支払い条件		前金払　する（一括）　部分払　３回以内　契約保証　要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当する
注意事項		（１）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （２）開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の６割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の８割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない（公告本文９（９）を参照）。 （３）調査基準価格未満で入札した場合の取扱いは公告本文８による。
工事担当課		環境創造局河川事業課　電話　０４５－６７１－２８５９
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

契約番号		０６２１０１０５０７
入札方法		電子入札による
工事件名		北部処理区潮田地区下水道再整備工事（その１５）
施工場所		鶴見区潮田町３丁目１３１番地先から仲通２丁目６８番地先まで
工事概要		塩ビ管布設工（Φ２５０㎜～Φ６００㎜、Ｌ＝４７９．９ｍ）、小口径管推進工（Φ６００㎜、Ｌ＝１３ｍ）、管きょ更生工（Φ２５０㎜～Φ４００㎜、Ｌ＝４７１．６ｍ）、勾配復元工（インバート工、Φ９００㎜～Φ１，５００㎜、Ｌ＝４０６．９ｍ）
工期		契約締結の日から平成１９年１０月３１日まで
予定価格		１６４，６５０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		開札後に公表
最低制限価格		設定なし
入札参加資格	登録工種	土木
	格付等級	【土木：Ａ】
	登録細目	【土木：一般土木工事】
	所在地区分	市内
	技術者	土木工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）他の工事に従事していない者でなければならない。
	その他	
提出書類		（１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）配置技術者（変更）届出書（第６号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。）　（３）監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成１６年２月２９日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）
設計図書の購入先・申込期限		電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
入札期間		平成１８年１１月１５日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２１日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１１月２２日（水）午前　９時２０分
支払い条件		前金払　する（各年）　部分払　４回以内　契約保証　要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当する
注意事項		※次頁のとおり 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　（この頁は１頁目です。）
工事担当課		環境創造局管路再整備課　電話　０４５－６７１－３５７１
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

契約番号	０６２１０１０５０７
工事件名	北部処理区潮田地区下水道再整備工事（その１５）
入札に係る必要事項	【注意事項】 （１）特記仕様書において推進工事技士の配置について定めがあるので留意すること。 （２）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （３）開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の６割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の８割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない（公告本文９（９）を参照）。 （４）調査基準価格未満で入札した場合の取扱いは公告本文８による。 （５）本件工事は債務負担行為に係る契約である。 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　　（この頁は２頁目です。） この頁に記載されていない事項については、１頁目をご確認ください。

契約番号		０６２１０１０５０８
入札方法		電子入札による
工事件名		北部第二水再生センター第７系列汚水送水配管設備工事
施工場所		鶴見区末広町１丁目６番地８ほか１か所
工事概要		配管工一式、空気作動式蝶形弁製作・据付２台、電動式蝶形弁製作・据付２台、空気圧縮機製作・据付４台、鋳鉄製角型手動ゲート製作・据付１門
工期		契約締結の日から平成１９年　３月３０日まで
予定価格		１５３，７８０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		開札後に公表
最低制限価格		設定なし
入札参加資格	登録工種	機械器具設置
	格付等級	-
	登録細目	【機械器具設置：プラント配管工事】
	所在地区分	市内
	技術者	水道施設工事業又は管工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）他の工事に従事していない者でなければならない。
	その他	
提出書類		（１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）配置技術者（変更）届出書（第６号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。）　（３）監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成１６年２月２９日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）
設計図書の購入先・申込期限		電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
入札期間		平成１８年１１月１５日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２１日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１１月２２日（水）午前　１０時３０分
支払い条件	前金払	する（一括）　部分払　しない　契約保証　要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当しない
注意事項		※次頁のとおり 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　（この頁は１頁目です。）
工事担当課		環境創造局設備課　電話　０４５－６７１－２８５２
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

契約番号	０６２１０１０５０８
工事件名	北部第二水再生センター第７系列汚水送水配管設備工事
入札に係る必要事項	【注意事項】 （１）特記仕様書において設計担当技術者の配置について定めがあるので留意すること。 （２）元請負人が本件工事に含まれる工場製作を自社工場で行う場合のみ、配置する監理技術者は、当該工場製作過程に限り、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制が明確な場合は必ずしも専任を要しない。 （３）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （４）開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の６割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の８割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない（公告本文９（９）を参照）。 （５）調査基準価格未満で入札した場合の取扱いは公告本文８による。 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　　（この頁は２頁目です。） この頁に記載されていない事項については、１頁目をご確認ください。

契約番号		０６５５０１０００４
入札方法		電子入札による
工事件名		防災行政用無線回線構成変更工事
施工場所		西区みなとみらい四丁目７番３号ほか
工事概要		防災行政用デジタル移動無線システム光回線新設工一式、マイクロ波回線更新工一式　ほか
工期		契約締結の日から平成１９年　９月１４日まで
予定価格		５０，３５０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		開札後に公表
最低制限価格		設定なし
入札参加資格	登録工種	電気通信
	格付等級	
	登録細目	【電気通信：通信設備工事】
	所在地区分	市内又は、準市内
	技術者	電気通信工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）他の工事に従事していない者でなければならない。
	その他	平成８年４月１日以降に完成した、マイクロ波多重無線設備工事の元請としての施工実績を有すること（当該施工実績は施工内容に空中線工事を含むものに限る。）。
提出書類		（１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）配置技術者（変更）届出書（第６号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。）　（３）監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成１６年２月２９日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）　（４）施工実績調書（工事内容欄に無線設備の種類及び工事概要を記入し、併せて、その実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。）
設計図書の購入先・申込期限		電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
入札期間		平成１８年１１月１５日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２１日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１１月２２日（水）午前　１０時１０分
支払い条件	前金払	する（各年）　部分払　１回以内　契約保証　要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当しない
注意事項		（１）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （２）開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の６割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の８割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない（公告本文９（９）を参照）。 （３）調査基準価格未満で入札した場合の取扱いは公告本文８による。 （４）本件工事は債務負担行為に係る契約である。
工事担当課		まちづくり調整局電気設備課　　電話　０４５－６７１－２９７５
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

横浜市調達公告第279号

1,000万円以上5,000万円未満の一般競争入札（電子入札対象案件）の施行

次のとおり、「鶴見・神奈川・港北区道路照明灯設置工事」ほか８件の工事について、一般競争入札を行う。

平成18年11月７日

契約事務受任者
横浜市行政運営調整局長　大　場　茂　美

１　入札参加資格

入札参加者は、開札日（ただし、基準日を別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格をすべて満たしていなければならない。

(1) 横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市規則第59号）第３条第１項に掲げる者でないこと及び同条第２項の規定に基づき横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第３条第１項により定める資格を有する者であること。
(2) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）に登載されている者であること。
(3) 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
(4) 工事ごとに定める入札参加資格をすべて満たす者であること。
(5) 入札に参加しようとする工事の設計図書を２(2)に定める手続により購入した者であること。ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において、「電子図渡しを行う」としている案件（以下、「電子図渡し案件」という。）を除く。
(6) ICカードを購入し、電子入札システムにより利用者登録を行った者であること。
(7) その他、詳細については横浜市契約規則、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）及び横浜市工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによる。

２　入札参加手続等

(1) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続きは要しない。ただし、８(9)に定める場合を除く。
(2) 設計図書の購入等
ア　設計図書は、イの期間に工事ごとに定める工事担当課において閲覧に供する。ただし、オの場合を除く。
イ　設計図書購入の申込期間
この公告の日から平成18年11月10日　午後５時まで
ウ　設計図書の購入先
工事ごとに定める。
エ　設計図書購入の申込み手続
横浜市のホームページ又は横浜市行政運営調整局契約第一課及び契約第二課掲示板を参照すること。
オ　電子図渡し案件については、横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
(3) １に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する必要があると認める者について行う。

３　入札方法等

(1) 入札の期間及び開札予定日時については、工事ごとに定める。
(2) 入札参加者は、定められた期間内において、電子入札システムにより入札書を提出すること。また、郵便による入札は認めない。
(3) 紙入札による参加については、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）第７条に定める場合を除き、認めない。
(4) 入札にあたっては、別途指定がある場合を除き、工事費内訳書を電子ファイル化し、電子入札システムを通じて入札書提出の際に添付すること。工事費内訳書の提出については、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）第13条を参照すること。なお、当該工事費内訳書は、本市が工事ごとに定めた設計図書（参考資料等の内訳書を含む）と同程度の内容のものとし、合計金額は入札金額と一致させること。
(5) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０５分の１００に相当する金額を入札金額とすること。
(6) 入札の回数は１回とする。なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、当該入札を不調とする。
(7) 合併入札の場合には、金額はすべての工事の合計金額を記載すること。

４　入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
(2) １に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
(3) 工事費内訳書の提出をしない者が行った入札、又は３(4)の定めに従わない工事費内訳書を提出した者が行った入札
(4) 特定建設共同企業体による入札の場合に、共同企業体協定書兼委任状を提出しない者が行った入札
(5) 共同企業体協定書兼委任状を提出し、入札を行った建設共同企業体の構成員となっている者が、同一の入札において単体又は他の共同企業体協定書兼委任状の提出を行った建設共同企業体の構成員として入札を行った場合、その者及びその者を構成員とする建設共同企業体が行った入札

(6) 横浜市一般競争入札参加資格審査申請において指定した契約者（あらかじめ、「横浜市電子入札 IC カード代表者届出書（第１号様式）」を横浜市に届け出ている場合には代表者）以外の名義人による IC カードを用いて行った入札

5　入札参加資格の確認及び落札の決定

(1) 開札後、工事ごとに定める予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）及び当該価格を入札参加者に通知し、落札の決定は保留する。

(2) 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者が２人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定するものとする。

(3) 落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であるかを確認する。

(4) 前号に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

ア　当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、入札参加者にその旨を通知する。

イ　当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、(3) の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(5) (3) の入札参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、工事ごとに定める提出書類等を、開札日（(4) イにおいて新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）から翌開庁日の午後５時までの間に契約第一課へ提出し、また確認のために必要な指示に従わなければならない。上記期間内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとし、(4) イの手続により落札者を決定する。

(6) (4) イの手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に通知する。

(7) 開札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第２条第１項、第３条又は第４条に該当した場合（ただし、軽微な事由による停止措置を除く。）には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。

6　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金はこれを免除する。

(2) 契約保証金の有無については、工事ごとに定める。

(3) 契約保証金を求める場合の取扱いについては、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第 27 条から第 29 条までの規定よる。

7　契約金の支払方法

(1) 前金払いの有無及び方法並びに部分払いの回数は、工事ごとに定める。なお、前金払いは部分払いの回数に含まない。

(2) 工事ごとに定める前金払いの方法が「する（一括）」とある場合には、契約を締結した会計年度において、契約金額の10分の４以内の額を支払う。また、「する（各年）」とある場合には、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の４以内の額を、当該会計年度ごとに支払う。

(3) 継続費又は債務負担行為に係る契約である場合には、工事ごとに明示する。この場合の契約金の支払いは、契約期間中の各会計年度において、契約で定める当該会計年度の支払限度額の範囲内で、出来高に応じて行う。

8　その他

(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事に該当するか否かは、工事ごとに明示する。

(2) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定がある場合には、工事ごとに明示する。

(3) 入札を執行し、落札者が決定したときは、本市の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。

(4) 配置技術者の届出後、当該工事が完成するまでの間は、当該技術者の変更はできない。ただし、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が、１に定める入札参加資格（変更すべき事由が生じた日を基準日とする。）を満たすと確認された場合はこの限りでない。

(5) 必要と認めるときは入札を中止することがある。

(6) 本市の都合により、開札日時を変更する場合、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）第 14 条第４項に定めるとおりとする。

(7) 開札後、落札候補者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合、又は、５(5) に定める書類の提出をしない場合は、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第２条の規定により、参加停止の措置を行う。

(8) ５(3) の入札参加資格の確認とあわせて、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 25 条第１項の規定に基づき適格性の審査を行い、当該工事の請負業者としての適格性に欠ける者と認定された場合は、当該工事の契約は締結しないものとする。

なお、開札日において、平成 17・18 年度の横浜市入札参加資格審査申請における当該工事と同工種の元請最高請負実績額が当該工事の工事費（当該工事の予定価格欄に記載された金額に100分の105を乗じた額）の６割に満たず、かつ、当該工事と同工種の下請最高請負実績額が当該工事の工事費（当該工事の予定価格欄に記載された金額に100分の105を乗じた額）の８割に満たない者は、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 25 条第１項第９号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意する

こと。

(9) 特定建設共同企業体による入札を行う場合は、入札の前に特定建設共同企業体の情報について横浜市のホームページから登録（以下「特定ＪＶ登録」という。）を行い、提出書類のうち共同企業体協定書兼委任状を、入札締切日時までに、横浜市役所内郵便局に到着するよう横浜市行政運営調整局契約第一課長あての書留郵便により郵送又は横浜市行政運営調整局契約第一課まで持参しなければならない。

なお、特定ＪＶ登録並びに共同企業体協定書兼委任状の作成及び提出方法等の詳細については、横浜市のホームページ又は横浜市行政運営調整局契約第一課及び契約第二課掲示板を参照すること。

(10) その他、この公告に規定のない事項については、横浜市契約規則、公共工事の前払金に関する規則、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）及び横浜市工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによるものとする。

契約番号		０６１２０１０１２３
入札方法		電子入札による
工事件名		鶴見・神奈川・港北区道路照明灯設置工事
施工場所		鶴見区東寺尾六丁目１８番地先ほか６６か所
工事概要		道路照明灯新設工（建柱工含む。）２０基、建替工（建柱工含む。）４７基、土工一式
工期		契約締結の日から平成１９年　３月１６日まで
予定価格		２４，６５０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		設定なし
最低制限価格		開札後に公表
入札参加資格	登録工種	電気
	格付等級	【電気：Ａ】
	登録細目	【電気：屋外電気設備工事】
	所在地区分	市内
	技術者	電気工事業に係る主任技術者又は監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）他の工事に従事していない者でなければならない。
	その他	平成８年４月１日以降に完成した、建柱車を用いた電気設備工事（照明灯、道路照明設置工事等）の元請としての施工実績を有すること。
提出書類		※次頁のとおり
設計図書の購入先・申込期限		電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
入札期間		平成１８年１１月２２日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２８日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１１月２９日（水）午前　９時４０分
支払い条件		前金払　する（一括）　部分払　しない　契約保証　要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当しない
注意事項		（１）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （２）開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の６割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の８割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない（公告本文８（８）を参照）。 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　（この頁は１頁目です。）
工事担当課		道路局施設課　電話　０４５－６７１－２７８８
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

契約番号	０６１２０１０１２３
工事件名	鶴見・神奈川・港北区道路照明灯設置工事
入札に係る必要事項	【提出書類】 （１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）配置技術者（変更）届出書（第６号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。）　（３）主任技術者を配置する場合は、配置する技術者の雇用（期間）が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等）及び（２）に記載した資格を証明する書類（建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等）。　（４）監理技術者を配置する場合は、監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成１６年２月２９日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）。　（５）施工実績調書（工事内容欄に工事概要を記入し、併せて、その実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。） 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　（この頁は２頁目です。） この頁に記載されていない事項については、１頁目をご確認ください。

契約番号		０６１２０１０１２４
入札方法		電子入札による
工事件名		中・西・磯子区道路照明灯設置工事
施工場所		中区豆口台１５番地から１６０番地先までほか２２か所
工事概要		道路照明灯設置工（建柱工含む。）２３基、照明灯建替工（建柱工含む。）１８基
工期		契約締結の日から平成１９年　３月１６日まで
予定価格		２３，８００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		設定なし
最低制限価格		開札後に公表
入札参加資格	登録工種	電気
	格付等級	【電気：Ａ又はＢ】
	登録細目	【電気：屋外電気設備工事】
	所在地区分	市内
	技術者	電気工事業に係る主任技術者を施工現場に配置すること。 当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）専任配置を要する他の工事に専任の技術者として従事していない者でなければならない。
	その他	平成８年４月１日以降に完成した、建柱車を用いた電気設備工事（照明灯、道路照明設置工事等）の元請としての施工実績を有すること。
提出書類		（１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）主任技術者届出書（第７号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。）　（３）（２）に記載した資格を証明する書類（建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等）　（４）配置する技術者の雇用（期間）が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し）　（５）施工実績調書（工事内容欄に工事概要を記入し、併せて、その実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。）
設計図書の購入先・申込期限		電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
入札期間		平成１８年１１月２２日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２８日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１１月２９日（水）午前　９時４０分
支払い条件	前金払	する（一括）　部分払　しない　契約保証　要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当しない
注意事項		（１）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （２）開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の６割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の８割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない（公告本文８（８）を参照）。
工事担当課		道路局施設課　　電話　０４５－６７１－２７８８
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

契約番号		０６１２０１０１２５
入札方法		電子入札による
工事件名		主要地方道山下本牧磯子線道路改良工事（その５）
施工場所		中区根岸町１丁目１番地先から磯子区東町１２番地先まで
工事概要		道路照明灯撤去工２７基、鋼管製基礎設置工２７基、道路照明灯建柱工２７基
工期		契約締結の日から平成１９年　１月１２日まで
予定価格		２１，６３０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		設定なし
最低制限価格		開札後に公表
入札参加資格	登録工種	電気
	格付等級	【電気：Ａ又はＢ】
	登録細目	【電気：屋外電気設備工事】
	所在地区分	市内
	技術者	電気工事業に係る主任技術者を施工現場に配置すること。 当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）専任配置を要する他の工事に専任の技術者として従事していない者でなければならない。
	その他	平成８年４月１日以降に完成した、建柱車を用いた電気設備工事（照明灯、道路照明設置工事等）の元請としての施工実績を有すること。
提出書類		（１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）主任技術者届出書（第７号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。）　（３）（２）に記載した資格を証明する書類（建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等）　（４）配置する技術者の雇用（期間）が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し）　（５）施工実績調書（工事内容欄に工事概要を記入し、併せて、その実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。）
設計図書の購入先・申込期限		電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
入札期間		平成１８年１１月２２日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２８日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１１月２９日（水）午前　９時４０分
支払い条件		前金払　する（一括）　部分払　２回以内　契約保証　要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当する
注意事項		（１）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （２）開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の６割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の８割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない（公告本文８（８）を参照）。
工事担当課		道路局施設課　電話　０４５－６７１－３５５１
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

契約番号		０６１２０１０１３６
入札方法		電子入札による
工事件名		第二和泉原跨線橋耐震補強工事
施工場所		泉区和泉町７３０８番から７３２７番まで
工事概要		変位制限工（縦型緩衝ピン１６か所、コンクリート工一式）
工期		契約締結の日から平成１９年　３月１６日まで
予定価格		１１，９１０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		設定なし
最低制限価格		開札後に公表
入札参加資格	登録工種	鋼構造
	格付等級	-
	登録細目	【鋼構造：その他の鋼構造物工事】
	所在地区分	市内又は準市内
	技術者	鋼構造物工事業に係る主任技術者を施工現場に配置すること。 当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）専任配置を要する他の工事に専任の技術者として従事していない者でなければならない。
	その他	平成８年４月１日以降に完成した、落橋防止装置又は鋼製の変位制限装置を設置した工事の元請としての施工実績を有すること。
提出書類		（１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）主任技術者届出書（第７号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。）　（３）（２）に記載した資格を証明する書類（建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等）　（４）配置する技術者の雇用（期間）が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し）　（５）施工実績調書（工事内容欄に落橋防止装置又は変位制限装置の形式、材質及びそれらの装置を設置した橋梁名を記入し、併せて、その実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。）
設計図書の購入先・申込期限		電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
入札期間		平成１８年１１月２２日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２８日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１１月２９日（水）午前　９時２０分
支払い条件		前金払：する（一括）　部分払：１回以内　契約保証：要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当する
注意事項		※次頁のとおり 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　（この頁は１頁目です。）
工事担当課		道路局橋梁課　電話　０４５－６７１－２７８９
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

契約番号	０６１２０１０１３６
工事件名	第二和泉原跨線橋耐震補強工事
入札に係る必要事項	【注意事項】 （１）特記仕様書及び現場説明書において、社団法人日本鉄道施設協会が認定する「工事監理者（新幹線）資格認定証」及び「列車見張員（新幹線）資格認定証」所持者の配置について定めがあるので留意すること。 （２）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （３）開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の６割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の８割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない（公告本文８（８）を参照）。 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　　（この頁は２頁目です。） この頁に記載されていない事項については、１頁目をご確認ください。

契約番号		０６１４０１００９３
入札方法		電子入札による
工事件名		金沢地先埋立・旧富岡船溜り人道橋築造工事
施工場所		金沢区富岡東四丁目１３番地
工事概要		橋梁下部工（橋台工２基)、橋梁上部工（ＰＣ桁製作・架設５本、伸縮装置、高欄工)、 雑工（重力式擁壁工一式、護岸工一式、構造物撤去工一式、植栽移植工一式）　ほか
工期		契約締結の日から平成１９年　３月１６日まで
予定価格		３２，６５０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		設定なし
最低制限価格		開札後に公表
入札参加資格	登録工種	土木
	格付等級	【土木：Ａ】
	登録細目	【土木：一般土木工事】
	所在地区分	市内
	技術者	土木工事業に係る主任技術者又は監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）他の工事に従事していない者でなければならない。
	その他	
提出書類		（１）設計図書代金領収書（写)（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）配置技術者（変更）届出書（第６号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。）　（３）主任技術者を配置する場合は、配置する技術者の雇用（期間）が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等）及び（２）に記載した資格を証明する書類（建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等)。　（４）監理技術者を配置する場合は、監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成１６年２月２９日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。)。
設計図書の購入先・申込期限		電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
入札期間		平成１８年１１月２２日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２８日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１１月２９日（水）午前　９時２０分
支払い条件		前金払　する（一括）　部分払　しない　契約保証　要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当する
注意事項		（１）横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第２３条第２号の規定により上位等級を指定 （２）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （３）開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の６割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の８割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない（公告本文８（８）を参照)。
工事担当課		港湾局建設課　電話　０４５－６７１－７３０２
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

契約番号		０６１４０１００９４
入札方法		電子入札による
工事件名		山下ふ頭航空貨物ターミナル事務棟外壁改修その他工事
施工場所		中区山下ふ頭構内
工事概要		Ｓ造、地上８階建、延床面積９，７０１㎡のうち、事務棟（延床面積３，１３８㎡）の外壁改修工事（外壁防水形複層仕上げ工１，６３９㎡、シーリング打替工Ｌ＝３，５７７ｍ　ほか）
工期		契約締結の日から平成１９年　３月２３日まで
予定価格		２５，６１０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		設定なし
最低制限価格		開札後に公表
入札参加資格	登録工種	建築
	格付等級	【建築：Ａ又はＢ】
	登録細目	【建築：建築工事】
	所在地区分	市内又は準市内
	技術者	建築工事業に係る主任技術者又は監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）他の工事に従事していない者でなければならない。
	その他	平成８年４月１日以降に完成した、穴あきＰＣ板を用いた建築物の新築又は改修工事の元請としての施工実績を有すること。
提出書類		※次頁のとおり
設計図書の購入先・申込期限		電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
入札期間		平成１８年１１月２２日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２８日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１１月２９日（水）午前　９時２０分
支払い条件		前金払　する（一括）　部分払　しない　契約保証　要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当しない
注意事項		（１）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （２）開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の６割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の８割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない（公告本文８（８）を参照）。 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　（この頁は１頁目です。）
工事担当課		港湾局施設課　電話　０４５－６７１－７３２８
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

契約番号	０６１４０１００９４
工事件名	山下ふ頭航空貨物ターミナル事務棟外壁改修その他工事
入札に係る必要事項	【提出書類】 （１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）配置技術者（変更）届出書（第６号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。）　（３）主任技術者を配置する場合は、配置する技術者の雇用（期間）が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等）及び（２）に記載した資格を証明する書類（建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等）。　（４）監理技術者を配置する場合は、監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成１６年２月２９日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）。　（５）施工実績調書（工事内容欄に工事概要を記入し、併せて、その実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。） 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　（この頁は２頁目です。） この頁に記載されていない事項については、１頁目をご確認ください。

契約番号		０６２１０１０４８１
入札方法		電子入札による
工事件名		北部汚泥資源化センター消化タンク設備等消化ガス流量計改良工事
施工場所		鶴見区末広町１丁目６番地１
工事概要		消化ガス流量計改良工一式
工期		契約締結の日から平成１９年　３月１５日まで
予定価格		２４，６３０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		設定なし
最低制限価格		開札後に公表
入札参加資格	登録工種	電気
	格付等級	【電気：A】
	登録細目	【電気：電気設備工事】
	所在地区分	市内
	技術者	電気工事業に係る主任技術者又は監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）他の工事に従事していない者でなければならない。
	その他	平成８年４月１日以降に完成した、計装設備設置工事の元請としての施工実績を有すること。
提出書類		※次頁のとおり
設計図書の購入先・申込期限		電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
入札期間		平成１８年１１月２２日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２８日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１１月２９日（水）午前　９時４０分
支払い条件		前金払：する（一括）　部分払：しない　契約保証：要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当する
注意事項		（１）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （２）開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の６割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の８割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない（公告本文８（８）を参照）。 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　（この頁は１頁目です。）
工事担当課		環境創造局北部汚泥資源化センター　電話　０４５－５０２－３７３８
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

契約番号	０６２１０１０４８１
工事件名	北部汚泥資源化センター消化タンク設備等消化ガス流量計改良工事
入札に係る必要事項	【提出書類】 （１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）配置技術者（変更）届出書（第６号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。）　（３）主任技術者を配置する場合は、配置する技術者の雇用（期間）が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等）及び（２）に記載した資格を証明する書類（建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等）。　（４）監理技術者を配置する場合は、監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成１６年２月２９日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）。　（５）施工実績調書（工事内容欄に工事概要を記入し、併せて、その実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。） 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　（この頁は２頁目です。） この頁に記載されていない事項については、１頁目をご確認ください。

契約番号		０６２１０１０５１９
入札方法		電子入札による
工事件名		金沢水再生センター水処理電気室（２）築造工事（その２）（建築工事）
施工場所		金沢区幸浦一丁目１７番地
工事概要		ＲＣ造、平屋建、延床面積１５６．７７㎡　ほか
工期		契約締結の日から平成１９年　６月２９日まで
予定価格		３７，３００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		設定なし
最低制限価格		開札後に公表
入札参加資格	登録工種	建築
	格付等級	【建築：Ｂ】
	登録細目	【建築：建築工事】
	所在地区分	市内
	技術者	建築工事業に係る主任技術者又は監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）他の工事に従事していない者でなければならない。
	その他	
提出書類		（１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）配置技術者（変更）届出書（第６号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。）　（３）主任技術者を配置する場合は、配置する技術者の雇用（期間）が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等）及び（２）に記載した資格を証明する書類（建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等）。　（４）監理技術者を配置する場合は、監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成１６年２月２９日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）。
設計図書の購入先・申込期限		電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
入札期間		平成１８年１１月２２日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２８日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１１月２９日（水）午前　９時２０分
支払い条件		前金払　する（各年）　部分払　４回以内　契約保証　要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当しない
注意事項		（１）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （２）開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の６割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の８割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない（公告本文８（８）を参照）。 （３）本件工事は債務負担行為に係る契約である。
工事担当課		まちづくり調整局施設整備課　電話　０４５－６７１－２９６５
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

契約番号		０６２８０１００１２
入札方法		電子入札による
工事件名		日野公園墓地災害復旧工事（その３）
施工場所		港南区日野中央一丁目１３番１号
工事概要		法面工一式（Ｈ＝２０ｍ、法枠工一式、鉄筋挿入工１６８本、植生基材吹付工４７５㎡）ほか
工期		契約締結の日から平成１９年　３月１９日まで
予定価格		４１，６２０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		設定なし
最低制限価格		開札後に公表
入札参加資格	登録工種	とび・土工
	格付等級	-
	登録細目	【とび・土工：法面工事】
	所在地区分	市内又は準市内
	技術者	とび・土工工事業に係る主任技術者又は監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は開札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）他の工事に従事していない者でなければならない。
	その他	平成８年４月１日以降に完成した、高さ１２ｍ以上の法面工事の元請としての施工実績を有すること。
提出書類		※次頁のとおり
設計図書の購入先・申込期限		電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
入札期間		平成１８年１１月２２日（水）午前　９時００分から 平成１８年１１月２８日（火）午後　５時００分まで
開札予定日時		平成１８年１１月２９日（水）午前　９時２０分
支払い条件		前金払　する（一括）　部分払　しない　契約保証　要求
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当する
注意事項		（１）本件工事は電子入札とする。入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （２）開札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の６割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の８割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない（公告本文８（８）を参照）。 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　（この頁は１頁目です。）
工事担当課		まちづくり調整局施設整備課　電話　０４５－６７１－３２６３
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

契約番号	０６２８０１００１２
工事件名	日野公園墓地災害復旧工事（その３）
入札に係る必要事項	【提出書類】 （１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）配置技術者（変更）届出書（第６号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。）　（３）主任技術者を配置する場合は、配置する技術者の雇用（期間）が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等）及び（２）に記載した資格を証明する書類（建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等）。　（４）監理技術者を配置する場合は、監理技術者講習修了証の写し（ただし、平成１６年２月２９日以前に監理技術者資格者証の交付を受けている者は提出不要。）。　（５）施工実績調書（工事内容欄に工事概要及び法面の高さを記入し、併せて、その実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。） 本件工事の公告は２頁ありますので、ご注意ください。　（この頁は２頁目です。） この頁に記載されていない事項については、１頁目をご確認ください。

横浜市調達公告第 280 号

1,000 万円未満の一般競争入札の施行

次のとおり、「都筑工場トラックスケール補修工事」について、一般競争入札を行う。

平成18年11月７日

契 約 事 務 受 任 者
横浜市行政運営調整局長　大　場　茂　美

１　入札参加資格

入札参加者は、入札日（ただし、基準日を別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格をすべて満たしていなければならない。

(1) 横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市規則第59号）第３条第１項に掲げる者でないこと及び同条第２項の規定に基づき横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第３条第 1 項により定める資格を有する者であること。
(2) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）に登載されている者であること。
(3) 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
(4) 工事ごとに定める入札参加資格をすべて満たす者であること。
(5) 入札に参加しようとする工事の設計図書を２(2)に定める手続により購入した者であること。ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において、「電子図渡しを行う」としている案件（以下、「電子図渡し案件」という。）を除く。
(6) その他、詳細については横浜市契約規則、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱及び横浜市工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによる。

２　入札参加手続等

(1) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続きは要しない。
(2) 設計図書の購入等
　ア　設計図書は、イの期間に工事ごとに定める工事担当課において閲覧に供する。
　イ　設計図書購入の申込期間
　　この公告の日から平成 18 年 11 月 10 日　午後５時まで
　ウ　設計図書の購入先
　　工事ごとに定める。
　エ　設計図書購入の申込み手続
　　横浜市のホームページ又は横浜市行政運営調整局契約第一課及び契約第二課掲示板を参照すること。
　オ　電子図渡し案件については、横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
(3) １に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する必要があると認める者について行う。

３　入札方法等

(1) 入札及び開札の日時及び場所については、工事ごとに定める。
(2) 入札参加者は、定められた日時及び場所において入札書を提出すること。また、郵便による入札は認めない。
(3) 入札書は、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第１０条第２項に定める所定の用紙を用いること。
(4) 入札にあたっては、工事費内訳書を持参すること。当該工事費内訳書は、本市が工事ごとに定めた設計図書（参考資料等の内訳書を含む）と同程度の内容のものとし、合計金額は入札金額と一致させること。また、入札時に提出を求められた場合は、当該工事費内訳書を入札担当者へ提出すること。なお、当該工事費内訳書は入札時以降も提出を求める場合があるので、入札後も落札決定までの期間は各自保管するものとする。
(5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
(6) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせるものとする。
(7) 入札の回数は１回とする。なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、当該入札を不調とする。
(8) 合併入札の場合には、入札書にすべての工事件名を記載し、金額はすべての工事の合計金額を記載すること。
(9) 特定建設共同企業体が入札を行う場合は、入札書に共同企業体名、共同企業体の代表構成員の所在地、商号又は名称及び代表者名を記載して入札を行い、共同企業体協定書兼委任状をあわせて提出すること。

４　入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
(2) １に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
(3) 工事費内訳書の提出をしない者が行った入札、又は３(4) の定めに従わない工事費内訳書を提出した者が行った入札
(4) 特定建設共同企業体による入札の場合に、共同企業体協定書兼委任状を提出しない者が行った入札
(5) 建設共同企業体の構成員となっている者が、同一の入札において単体又は他の建設共同企業体の構

成員として入札を行った場合、その者及びその者を構成員とする建設共同企業体が行った入札
(6) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札
(7) 指定された入札箱以外の入札箱に対して行った入札
(8) ３(8)及び(9)に定める方法によらない入札

5　入札参加資格の確認及び落札の決定
(1) 開札後、工事ごとに定める予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）及び当該価格を発表し、落札の決定は保留する。
(2) 落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であるかを確認する。
(3) 前号に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
ア　当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、その旨通知する。落札者以外の入札参加者については、入札の結果を一般の閲覧に供することをもって通知に代えるものとする。
イ　当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、(2) の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
(4) (2) の入札参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、工事ごとに定める提出書類等を、入札日（(3) イにおいて新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）から翌開庁日の午後５時までの間に契約第一課へ提出し、また確認のために必要な指示に従わなければならない。上記期間内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとし、(3) イの手続により落札者を決定する。
(5) (3) イの手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
(6) (2) の入札参加資格の確認の結果、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該入札事務に関係のない本市職員をしてくじを引かせ落札者を決定するものとする。
(7) 入札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第２条第１項、第３条又は第４条に該当した場合（ただし、軽微な事由による停止措置を除く。）には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。

6　入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金はこれを免除する。
(2) 契約保証金の有無については、工事ごとに定める。
(3) 契約保証金を求める場合の取扱いについては、横浜市工事請負等競争入札参加者心得第 27 条から第 29 条までの規定よる。

7　契約金の支払方法
(1) 前金払いの有無及び方法並びに部分払いの回数は、工事ごとに定める。なお、前金払いは部分払いの回数に含まない。
(2) 工事ごとに定める前金払いの方法が「する（一括）」とある場合には、契約を締結した会計年度において、契約金額の10分の４以内の額を支払う。また、「する（各年）」とある場合には、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の４以内の額を、当該会計年度ごとに支払う。
(3) 継続費又は債務負担行為に係る契約である場合には、工事ごとに明示する。この場合の契約金の支払いは、契約期間中の各会計年度において、契約で定める当該会計年度の支払限度額の範囲内で、出来高に応じて行う。

8　その他
(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事に該当するか否かは、工事ごとに明示する。
(2) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定がある場合には、工事ごとに明示する。
(3) 入札を執行し、落札者が決定したときは、本市の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。
(4) 配置技術者の届出後、当該工事が完成するまでの間は、当該技術者の変更はできない。ただし、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が、１に定める入札参加資格（変更すべき事由が生じた日を基準日とする。）を満たすと確認された場合はこの限りでない。
(5) 必要と認めるときは入札を中止することがある。
(6) 開札後、落札候補者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合、又は、５(4) に定める書類の提出をしない場合は、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第２条の規定により、参加停止の措置を行う。
(7) ５(2) の入札参加資格の確認とあわせて、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱第 25 条第１項の規定に基づき適格性の審査を行い、当該工事の請負業者としての適格性に欠ける者と認定された場合は、当該工事の契約は締結しないものとする。
なお、入札日において、平成 17・18 年度の横浜市入札参加資格審査申請における当該工事と同工種の元請最高請負実績額が当該工事の工事費（当該工事の予定価格欄に記載された金額に100分の105を乗じた額）の６割に満たず、かつ、当該工事と同工種の下請最高請負実績額が当該工事の工事費（当該工事の予定価格欄に記載された金額に100分の105を乗じた額）の８割に満たない者は、横浜市工事請

負に関する競争入札取扱要綱第 25 条第１項第９号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。

(8) その他、この公告に規定のない事項については、横浜市契約規則、公共工事の前払金に関する規則、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱及び横浜市工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによるものとする。

契約番号		０６２２０１００８３
入札方法		入札書の持参による
工事件名		都筑工場トラックスケール補修工事
施工場所		都筑区平台２７番１号
工事概要		ロードセル方式計量器据付工４台、ロードセル方式計量器専用ケーブル敷設工一式、ロードセル方式計量器基礎工一式　ほか
工期		契約締結の日から平成１９年　３月１６日まで
予定価格		４，６３５，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		設定なし
最低制限価格		開札後に公表
入札参加資格	登録工種	機械器具設置
	格付等級	-
	登録細目	【機械器具設置：その他の機械器具工事】
	所在地区分	市内、準市内又は市外
	技術者	機械器具設置工事業に係る主任技術者を施工現場に配置すること。 当該技術者は入札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）専任配置を要する他の工事に専任の技術者として従事していない者でなければならない。
	その他	平成８年４月１日以降に完成した、トラックスケール（ロードセル方式に限る。）の設置工事の元請としての施工実績を有すること。
提出書類		（１）設計図書代金領収書（写）（ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において「電子図渡しを行う」としている案件の場合は提出不要。）　（２）主任技術者届出書（第７号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。）　（３）（２）に記載した資格を証明する書類（建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等）　（４）配置する技術者の雇用（期間）が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し）　（５）施工実績調書（工事内容欄にトラックスケールの種類及び工事概要を記入し、併せて、その実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。）
設計図書の購入先・申込期限		有限会社ナガイ、株式会社福寿企画 平成１８年１１月１０日　午後 ５時００分 詳細については、横浜市契約財産部掲示板又は横浜市のホームページを参照すること。
入札及び開札日時		平成１８年１１月２９日（水）午前 １１時３０分
入札及び開札場所		中区真砂町２丁目２２番地　関内中央ビル２階入札室
支払い条件	前金払	する（一括）　部分払　しない　契約保証　免除
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当しない
注意事項		（１）入札にあたっては、当該工事について本市が定めた設計図書と同程度の工事費内訳書を持参し、提出を求められた場合は提出すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。 （２）入札日において、入札参加資格審査申請における本件工事と同工種の元請最高請負実績額が本件工事費の６割に満たず、かつ、下請最高請負実績額が本件工事費の８割に満たない者は、本件工事の契約を締結できない（公告本文８（７）を参照）。
工事担当課		資源循環局都筑工場　電話　０４５－９４１－７９１１
契約担当課		行政運営調整局契約第一課　電話　０４５－６７１－２２４４、２２４６

交　通　局

交通局調達公告第36号

1,000 万円未満の一般競争入札の施行

次のとおり、「あざみ野駅ほか20駅防犯ミラー設置その他工事」の１件の工事について、一般競争入札を行う。

平成18年11月７日

横浜市交通事業管理者
交通局長　魚　谷　憲　治

１　入札参加資格

入札参加者は、入札日（ただし、基準日を別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格をすべて満たしていなければならない。

(1) 横浜市交通局契約規程（昭和52年８月交通局規程第12号）第３条第１項に掲げる者でないこと及び同条第２項の規定に基づき横浜市交通局工事請負に関する競争入札取扱要綱第３条第１項により定める資格を有する者であること。

(2) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）に登載されている者であること。

(3) 横浜市交通局一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 工事ごとに定める入札参加資格をすべて満たす者であること。

(5) 入札に参加しようとする工事の設計図書を次項第２号に定める手続により購入した者であること。ただし、設計図書の購入先・申込期限欄において、「電子図渡しを行う」としている案件（以下「電子図渡し案件」という。）を除く。

(6) その他詳細については、横浜市交通局契約規程、横浜市交通局工事請負に関する競争入札取扱要綱及び横浜市交通局工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによる。

２　入札参加手続等

(1) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続は要しない。

(2) 設計図書の購入

ア　設計図書は、イの期間に交通局総務部財務課において閲覧に供する。ただし、オの場合を除く。

イ　設計図書購入の申込期間
この公告の日から平成18年11月10日午後５時まで

ウ　設計図書の購入先
工事ごとに定める。

エ　設計図書購入の申込手続
横浜市交通局総務部財務課において閲覧又は横浜市ホームページを参照すること。

オ　電子図渡し案件については、横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。

(3) 前項に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する必要があると認める者について行う。

３　入札方法等

(1) 入札及び開札の日時及び場所については、工事ごとに定める。

(2) 入札参加者は、定められた日時及び場所において入札書を提出すること。また、郵便による入札は認めない。

(3) 入札書は、設計図書の販売とあわせて交付する所定の用紙を用いること。

(4) 入札に当たっては、工事費内訳書（入札書裏面の様式は使用しないこと。）を持参すること。当該工事費内訳書は、本市が工事ごとに定めた参考資料等の内訳書と同程度の詳細な内容のものとし、合計金額は入札金額と一致させること。また、入札時に提出を求められた場合は、当該工事費内訳書を入札担当者へ提出すること。

なお、当該工事費内訳書は入札時以降も提出を求める場合があるので、入札後も落札決定までの期間は各自保管するものとする。

(5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した

金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせるものとする。

(7) 入札の回数は１回とする。

なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、当該入札を不調とする。

(8) 合併入札の場合には、入札書にすべての工事件名を記載し、金額はすべての工事の合計金額を記載すること。

(9) 特定建設共同企業体が入札を行う場合は、入札書に共同企業体名、共同企業体の代表構成員の所在地、商号又は名称及び代表者名を記載して入札を行い、共同企業体協定書兼委任状をあわせて提出すること。

４　入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 横浜市交通局契約規程第22条の規定に該当する入札

(2) 第１項に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札

(3) 工事費内訳書の提出をしない者が行った入札又は前項第４号の定めに従わない工事費内訳書を提出した者が行った入札

(4) 特定建設共同企業体による入札の場合に、共同企業体協定書兼委任状を提出しない者が行った入札

(5) 建設共同企業体の構成員となっている者が、同一の入札において単体又は他の建設共同企業体の構成員として入札を行った場合、その者及びその者を構成員とする建設共同企業体が行った入札

(6) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札

(7) 指定された入札箱以外の入札箱に対して行った入札

(8) 前項第８号及び第９号に定める方法によらない入札

５　入札参加資格の確認及び落札の決定

(1) 開札後、工事ごとに定める予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）及び当該価格を発表し、落札の決定は保留する。

(2) 落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であるかを確認する。

(3) 前号に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

ア　当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、その旨通知する。落札者以外の入札参加者については、入札の結果を一般の閲覧に供することをもって通知に代えるものとする。

イ　当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、前号の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(4) 第２号の入札参加資格の確認に当たっては、当該落札候補者は、工事ごとに定める提出書類等を、入札日（前号イにおいて新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）から翌開庁日の午後５時までの間に総務部財務課へ提出し、また、確認のために必要な指示に従わなければならない。上記期間内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとし、前号イの手続により落札者を決定する。

(5) 第３号イの手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に通知する。

(6) 第２号の入札参加資格の確認の結果、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該入札事務に関係のない本市職員をしてくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(7) 入札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が横浜市交通局一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第２条第１項、第３条又は第４条に該当した場合（ただし、軽微な事由による停止措置を

除く。）には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。

6　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金はこれを免除する。

(2) 契約保証金の有無については、工事ごとに定める。

(3) 契約保証金を求める場合の取扱いについては、横浜市交通局工事請負等競争入札参加者心得第27条から第29条までの規定よる。

7　契約金の支払方法

(1) 前金払の有無及び方法並びに部分払の回数は、工事ごとに定める。
　なお、前金払は部分払の回数に含まない。

(2) 工事ごとに定める前金払の方法が「する（一括)」とある場合には、契約を締結した会計年度において、契約金額の10分の４以内の額を支払う。また、「する（各年)」とある場合には、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の４以内の額を、当該会計年度ごとに支払う。

(3) 継続費又は債務負担行為に係る契約である場合には、工事ごとに明示する。この場合の契約金の支払は、契約期間中の各会計年度において、契約で定める当該会計年度の支払限度額の範囲内で、出来高に応じて行う。

8　その他

(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事に該当するか否かは、工事ごとに明示する。

(2) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定がある場合には、工事ごとに明示する。

(3) 入札を執行し、落札者が決定したときは、本市の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成は落札者が行うものとし、当該契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。

(4) 配置技術者の届出後、当該工事が完成するまでの間は、当該技術者の変更はできない。ただし、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が第１項に定める入札参加資格（変更すべき事由が生じた日を基準日とする。）を満たすと確認された場合は、この限りでない。

(5) 必要と認めるときは入札を中止することがある。

(6) 開札後、落札候補者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合又は第５項第４号の定める書類の提出をしない場合は、横浜市交通局一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱第２条の規定により、参加停止の措置を行う。

(7) 第５項第２号の入札参加資格の確認とあわせて、横浜市交通局工事請負に関する競争入札取扱要綱第25条第１項の規定に基づき適格性の審査を行い、当該工事の請負業者としての適格性に欠ける者と認定された場合は、当該工事の契約は締結しないものとする。
　なお、入札日において、平成17・18年度の横浜市入札参加資格審査申請における当該工事と同工種の元請最高請負実績額が当該工事の工事費（当該工事の予定価格欄に記載された金額に１００分の１０５を乗じた額）の６割に満たず、かつ、当該工事と同工種の下請最高請負実績額が当該工事の工事費（当該工事の予定価格欄に記載された金額に１００分の１０５を乗じた額）の８割に満たない者は、横浜市交通局工事請負に関する競争入札取扱要綱第25条第１項第９号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。

(8) その他この公告に規定のない事項については、横浜市交通局契約規程、横浜市交通局公共工事の前払金に関する規程、横浜交通局市工事請負に関する競争入札取扱要綱及び横浜市交通局工事請負等競争入札参加者心得等に定めるところによるものとする。

契約番号		０６５３０１００５５
入札方法		入札書の持参による
工事件名		あざみ野駅ほか２０駅防犯ミラー設置その他工事
施工場所		青葉区あざみ野二丁目２番２０号ほか２０カ所
工事概要		防犯ミラー設置工（１０１台）、関内駅ＩＣカード保管庫設置工（スチールパーティション　パネル厚６０ｍｍ）
工期		契約締結の日から１００日間
予定価格		４，７６０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
調査基準価格		設定なし
最低制限価格		３，３３２，０００円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
入札参加資格	登録工種	建築
	格付等級	【建築：Ｃ】
	登録細目	【建築：建築工事】
	所在地区分	市内
	技術者	建築工事業に係る主任技術者を施工現場に配置すること。 当該技術者は入札日において、（１）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（２）当該雇用期間が３か月間経過しており、（３）専任配置を要する他の工事に専任の技術者として従事していない者でなければならない。
	その他	
提出書類		（１）設計図書代金領収書（写）　（２）主任技術者届出書（第７号様式。平成１８年４月１日に改正された最新のものを用いること。）　（３）（２）に記載した資格を証明する書類（建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等）　（４）配置する技術者の雇用（期間）が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等）
設計図書の購入先・申込期限		有限会社サン・アート、株式会社ワイシー・ドキュメント 平成１８年１１月１０日　午後　５時００分 詳細については、横浜市交通局財務課掲示板又は横浜市のホームページを参照すること。
入札及び開札日時		平成１８年１２月　１日（金）午前　１０時３０分
入札及び開札場所		中区万代町１丁目１番地教育文化センタービル９階交通局大会議室
支払条件		前金払：する（一括）　部分払：しない　契約保証：免除
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条第１項に規定する対象建設工事		該当しない
注意事項		入札に当たっては、当該工事について本市が定めた参考資料等の内訳書と同程度の詳細な工事費内訳書（入札書裏面の様式は使用しないこと。）を持参し、提出を求められた場合は提出すること。また、内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。提出できない場合、当該入札者の入札を無効とする。
工事担当課		交通局施設管理所　電話　０４５－５４２－００８５
契約担当課		交通局財務課　電話　０４５－６７１－３１７４

交通局調達公告第37号

特定調達契約に係る一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

平成18年11月7日

横浜市交通事業管理者
交通局長　　魚　谷　憲　治

1　競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ア　軽油（１月～３月分）第１ブロック　約 1,146キロリットルの購入
イ　軽油（１月～３月分）第２ブロック　約　968キロリットルの購入
ウ　軽油（１月～３月分）第３ブロック　約　642キロリットルの購入
エ　軽油（１月～３月分）第４ブロック　約　900キロリットルの購入

(2) 物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成19年１月１日から平成19年３月31日まで

(4) 納入場所

第１号アからエに掲げる物品ごとに次のとおりとする（詳細は、入札説明書による。）。

ア　北部サービスセンター　緑営業所ほか２か所
イ　中部サービスセンター　浅間町営業所ほか２か所
ウ　南部サービスセンター　磯子営業所ほか１か所
エ　東部サービスセンター　港北営業所ほか２か所

(5) 一連の調達契約に関する事項

最初の契約に係る入札公告日

平成18年１月31日

(6) 入札方法

第１号アからエに掲げる物品ごとに入札に付し、１キロリットル（ 1,000リットル）当たりの単価により行う。

2　入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

(1) 横浜市交通局契約規程（昭和52年８月交通局規程第12号）第３条第１項に掲げる者でないこと及び同条第２項の規定により定めた資格を有する者であること。
(2) 横浜市の一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「燃料」に登録が認められている者であること。
(3) 平成18年11月16日から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市交通局一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
(4) 当該物品を確実に納入することが可能な者であること。

3　入札参加の手続

当該入札に参加しようとする者（前項第２号に規定する登録のない者で、入札説明書に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

(1) 提出書類及び提出部課

入札説明書による。

(2) 提出期限

平成18年11月16日（ただし、供給保証書は平成18年11月24日）午後５時まで

(3) 契約条項等に関する問い合わせ先

〒231-0017　中区港町１丁目１番地
横浜市交通局総務部財務課（関内中央ビル７階）
矢澤　電話　045(671)3174（直通）

4　入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

(1) 第２項の資格条件を満たさなくなったとき。
(2) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

5　入札に必要な書類を示す場所等

当該契約に係る入札説明書等は、第３項第３号に掲げる部課において、この公告の日から入札日まで閲覧に供する。

6　入札説明書等の交付

(1) 交付期間

平成18年11月７日から平成18年12月１日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前９時から正午まで、及び午後１時から午後２時まで）

(2) 交付場所

第３項第３号に掲げる部課

(3) 交付方法

有償（ 500円）で交付する。この場合、入札説明書等交付希望者は、前号に掲げる部課で配付する納付書で、横浜市交通局指定の金融機関等に納付後、同号の部課において領収書の確認を受けた上で交付を受ける。

7　入札及び開札の日時並び場所等

平成18年12月20日午後２時　横浜市交通局総務部財務課入札室

ただし、郵送による入札については、平成18年12月19日午後５時までに第３項第３号に掲げる部課に必着のこと。

8　入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 第２項の資格条件を満たさない者が行った入札
(2) 入札説明書に定める提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札
(3) 横浜市交通局契約規程第22条の規定に該当する入札

9　落札者の決定

横浜市交通局契約規程第15条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10　入札保証金及び契約保証金

いずれも免除する。

11　契約金の支払方法

(1) 前金払
行わない。
(2) 契約金
１か月間の納入分について、納品検査終了後、その１箇月分をまとめた請求により支払う。

12　その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 契約書作成の要否
要する。
(3) 詳細は、入札説明書による。

13　Summary

(1) Subject matter of the contract:
① Purchase of approx. 1,146kl of gas oil
② Purchase of approx.　968kl of gas oil
③ Purchase of approx.　642kl of gas oil
④ Purchase of approx.　900kl of gas oil
(2) Date of tender: 2:00 p.m., 20 December, 2006
(3) Contact point for the notice: Finance Division,
Transportation Bureau, City of Yokohama,
1-1 Minato-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0017
TEL 045(671)3174

病　院　経　営　局

病院経営局調達公告第８号

特定調達契約に係る一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

平成18年11月7日

横浜市病院事業管理者職務代理者
病院経営局調整部長　上　野　和　夫

1　競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

横浜市立脳血管医療センター医用画像情報システム 一式の購入

(2) 物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成 19 年 3 月 31 日

(4) 納入場所

横浜市磯子区滝頭１－２－１
横浜市立脳血管医療センター

(5) 入札方法

この入札は、総価により行う。

2　入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

(1) 横浜市病院経営局契約規程（平成 17 年３月　病院経営局規程第 32 号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

(2) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「医療機械器具」もしくは「コンピューター業務」に登録が認められている者で、かつ、Ａの等級に格付けされているものであること。

(3) 平成 18 年 11 月 16 日から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市病院経営局一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 当該物品に係る製造実績若しくは納入実績を有する者であること、又は当該物品を納入することが可能な者であること。

3　入札参加の手続

当該入札に参加しようとする者（前項第２号に規定する登録のない者で、入札説明書に定める名簿登載手続を行うものを含む。）は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

(1) 提出書類及び提出部課

入札説明書による。

(2) 提出期限

平成 18 年 11 月 16 日（ただし、実績調書等は平成 18 年 11 月 23 日）午後５時まで

(3) 契約条項等に関する問い合わせ先

〒235-0012 横浜市磯子区滝頭一丁目2番1号
横浜市立脳血管医療センター管理部管理課物品管理係
飯塚 電話 045(753)2615(直通)

4　入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

(1) 第２項の資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

5　入札に必要な書類を示す場所等

当該契約に係る入札説明書等は、次項第２号に掲げる部課において、この公告の日から入札日まで閲

覧に供する。

６　入札説明書等の交付

(1) 交付期間

平成 18 年 11 月 7 日から平成 18 年 11 月 30 日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで）

(2) 交付場所

〒235-0012 横浜市磯子区滝頭一丁目2番1号
横浜市立脳血管医療センター管理部管理課物品管理係
電話 045(753)2615(直通)

(3) 交付方法

有償（５００円）で交付する。この場合、入札説明書等交付希望者は、第３項第３号に掲げる部課で配付する納付書で、横浜市病院経営局指定の金融機関等に納付後、前号の部課において領収書の確認を受けた上で交付を受ける。

７　入札及び開札の日時及び場所等

平成18年12月19日午前10時 横浜市立脳血管医療センター会議室

ただし、郵送による入札については、平成 18 年 12 月 18 日午後５時までに第３項第３号に掲げる部課に必着のこと。

８　入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 第２項の資格条件を満たさない者が行った入札
(2) 入札説明書に定める提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札
(3) 横浜市病院経営局契約規程第 24 条の規定に該当する入札

９　落札者の決定

横浜市病院経営局契約規程第 17 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10　入札保証金及び契約保証金

いずれも免除する。

11　契約金の支払方法

(1) 前金払

行わない。

(2) 契約金の支払方法

納品検査終了後、請求に基づき契約金額を一括して支払う。

12　その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要する。

(3) 詳細は、入札説明書による。

13　Summary

(1) Subject matter of the contract:
RIS/PACS System, 1 set
(2) Date of tender: 10:00 a.m., 19 December, 2006
(3) Contact point for the notice: Management Division, Yokohama Stroke and Brain Center
１－２－1 Takigashira, Isogo-ku, Yokohama, 235-0012, TEL 045(753)2615

病院経営局調達公告第９号

特定調達契約に係る一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

平成18年11月7日

横浜市病院事業管理者職務代理者
病院経営局調整部長　上　野　和　夫

1　競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

横浜市立脳血管医療センターマルチスライスＣＴシステム 一式の購入

(2) 物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成 19 年 3 月 31 日

(4) 納入場所

横浜市磯子区滝頭１－２－１
横浜市立脳血管医療センター

(5) 入札方法

この入札は、総価により行う。

2　入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

(1) 横浜市病院経営局契約規程（平成 17 年３月　病院経営局規程第 32 号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

(2) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「医療機械器具」に登録が認められている者で、かつ、Ａの等級に格付けされているものであること。

(3) 平成 18 年 11 月 16 日から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市病院経営局一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 当該物品に係る製造実績若しくは納入実績を有する者であること、又は当該物品を納入することが可能な者であること。

3　入札参加の手続

当該入札に参加しようとする者（前項第２号に規定する登録のない者で、入札説明書に定める名簿登載手続を行うものを含む。）は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

(1) 提出書類及び提出部課

入札説明書による。

(2) 提出期限

平成 18 年 11 月 16 日（ただし、実績調書等は平成 18 年 11 月 23 日）午後５時まで

(3) 契約条項等に関する問い合わせ先

〒235-0012 横浜市磯子区滝頭一丁目2番1号
横浜市立脳血管医療センター管理部管理課物品管理係
飯塚 電話 045(753)2615(直通)

4　入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

(1) 第２項の資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

5　入札に必要な書類を示す場所等

当該契約に係る入札説明書等は、次項第２号に掲げる部課において、この公告の日から入札日まで閲覧に供する。

6　入札説明書等の交付

(1) 交付期間
平成18年11月7日から平成18年11月30日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで）
(2) 交付場所
〒235-0012 横浜市磯子区滝頭一丁目2番1号
横浜市立脳血管医療センター管理部管理課物品管理係
電話 045(753)2615(直通)
(3) 交付方法
有償（５００円）で交付する。この場合、入札説明書等交付希望者は、第３項第３号に掲げる部課で配付する納付書で、横浜市病院経営局指定の金融機関等に納付後、前号の部課において領収書の確認を受けた上で交付を受ける。

7　入札及び開札の日時及び場所等
平成18年12月19日午前11時 横浜市立脳血管医療センター会議室
ただし、郵送による入札については、平成18年12月18日午後５時までに第３項第３号に掲げる部課に必着のこと。

8　入札の無効
次の入札は、無効とする。
(1) 第２項の資格条件を満たさない者が行った入札
(2) 入札説明書に定める提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札
(3) 横浜市病院経営局契約規程第24条の規定に該当する入札

9　落札者の決定
横浜市病院経営局契約規程第17条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10　入札保証金及び契約保証金
いずれも免除する。

11　契約金の支払方法
(1) 前金払
行わない。
(2) 契約金の支払方法
納品検査終了後、請求に基づき契約金額を一括して支払う。

12　その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 契約書作成の要否
要する。
(3) 詳細は、入札説明書による。

13　Summary
(1) Subject matter of the contract:
Multi Slice CT System, 1 set
(2) Date of tender: 11:00 a.m., 19 December, 2006
(3) Contact point for the notice: Management Division, Yokohama Stroke and Brain Center
１－２－1 Takigashira, Isogo-ku, Yokohama, 235-0012, TEL 045(753)2615